【表紙】

【提出書類】有価証券届出書【提出先】関東財務局長【提出日】平成23年12月14日

【発行者名】 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡村 進

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

大手町ファースト スクエア

【事務連絡者氏名】佐井 経堂【電話番号】03-5293-3667

【届出の対象とした募集内国投 UBS ニューエコノミー通貨・短期債券ファンド

資信託受益証券に係るファン

ドの名称】

· 设 上限1,000億円

【届出の対象とした募集内国投 資信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

UBS ニューエコノミー通貨・短期債券ファンド (以下「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権(以下「受益権」といいます。)です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「社振法」といいます。)の適用を受けており、受益権の帰属は、後記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社(以下「UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社(以下「UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社、「委託会社」または「委託者」という場合があります。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

上限1,000億円

なお、上記金額には申込手数料(当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する額を含みます。以下同じ。)は含まれません。

(4)【発行(売出)価格】

買付申込受付日の翌々営業日の基準価額(当初元本1口=1円)

基準価額については、後記「(8)申込取扱場所」に記載する委託会社の指定する販売会社もしくは後記 照会先までお問い合わせください。

「基準価額」とは、純資産総額(信託財産の資産総額から負債総額を控除した額)を計算日における 受益権総口数で除して得た額で、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額 とします。

(5)【申込手数料】

買付申込受付日の翌々営業日の基準価額に、1.575%(税抜1.5%)以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。詳しくは、販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

(6)【申込単位】

1円または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。 詳しくは、販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

(7)【申込期間】

平成23年12月15日から平成24年6月14日まで

ただし、申込期間中は、申込日または申込日の翌営業日がルクセンブルグの銀行の休業日にあたる場合(以下「ルクセンブルグの銀行休業日等」といいます。)には買付申込の受付けは行いません。

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

申込取扱場所の詳細は、後記照会先にお問い合わせください。 また、取扱店につきましては、販売会社にお問い合わせください。

(9)【払込期日】

買付申込者は、販売会社の指定する期日までに申込代金をお申込みの販売会社にお支払いください。各買付申込受付日の発行価額の総額は、各追加信託を行う日に、販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して受託会社(受託会社が再信託をしている場合は再信託受託会社)の指定するファンド口座に振り込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込金額は、前記「(8)申込取扱場所」に記載する販売会社へお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

買付申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドには、原則として収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱いコースにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」を利用する場合、買付申込者は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。(以下同じ。)

お申込みは、原則として販売会社の営業日の午後3時までに受付けたお申込みを当日の受付分とします。 ただし、ルクセンブルグの銀行休業日等と同日の場合には、お申込みの受付けを行いません。受付時間 を過ぎてからのお申込みは翌営業日(上記のお申込みの受付けを行わない日を除きます。)扱いとな ります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情 (投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端 な減少等)があるときは、買付申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた買付申込の受付けを取り消すことができます。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

[照会先]

委託会社のホームページ http://www.ubs.com/japanfunds/

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社(E12473)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

委託会社の電話番号 03-5293-3700 (営業日の9:00~17:00)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

外国投資信託である UBS(Lux)エマージング・エコノミーズ・ファンド - グローバル・ショート・タームへの投資を通じて、主としてエマージング諸国の短期債券、短期金融商品および通貨に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

信託金限度額

1,000億円を上限とします。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

ファンドは、社団法人 投資信託協会の定める商品分類のうち追加型 / 海外 / 債券に属します。 以下、同協会の定める商品分類・属性区分においてファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

商品分類表における用語の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託 財産とともに運用されるファンド
E	目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの
海外	組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする
債券	組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型	年1回 年2回 年4回	グローバル (含む 日本) 日本	ファミリーファ ンド ファンド・オブ	あり
中小型 信券 一般 会社債 その他 を を を を を を を を を を の 他 資産 で の 他 資産 で の で り 資信 を の と 資 を で り 資 に う の し う の と う の し う の と う の ら う ら う ら う ら う ら う ら う ら う ら う ら う	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他	 北 	・ファンズ	なし

属性区分表における用語の定義

周江巴乃松にのける市間の定義		
目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの		
その他資産(投資信託 証券(債券 一般)) (注)	投資信託証券に主として投資するもののうち、当該投資信託証券への 投資を通じて、主として債券 (公債、社債、その他債券属性にあてはま らない全てのもの)に投資するもの	
年2回	年2回決算する	
エマージング	組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする	
ファンド・オブ・ファ ンズ	投資信託及び外国投資信託の受益証券並びに投資法人及び外国投資 法人の投資証券への投資を目的とするもの	
なし(為替ヘッジ)	為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行 う旨の記載がないもの	

(注) 当ファンドは投資信託証券を通じて各資産へ実質的な投資を行うファンド・オブ・ファンズですので、前記商品分類表においては投資対象資産を「債券」としておりますが、属性区分表における投資対象資産は「その他資産(投資信託証券)」としております。

上記において使用しない商品分類および属性区分の定義については社団法人 投資信託協会のホームページ (http://www.toushin.or.jp)をご覧ください。

ファンドの特色

1. 新興諸国の中で、高成長中の国々および今後の高成長が期待される国々の短期債券等に、幅広く投資を行います。

ルクセンブルグ籍ファンド「UBS(Lux)エマージング・エコノミーズ・ファンド - グローバル・ショート・ターム 」を通じて、主に新興諸国の現地通貨建て短期債券に投資を行います。 短期債券の投資に加え、為替予約等を活用した新興国通貨への投資も行います。

ルクセンブルグ籍ファンドは、J.P.Morgan Emerging Local Markets Index Plus (ELMI+)をベンチマークとします。

2. 通貨の値上がり益と金利収入を主な収益の源泉とします。

良好なファンダメンタルズを背景に、新興諸国には、通貨の値上がりが期待できる国々が存在 します。

高い経済成長を背景に、新興諸国の短期債券の利回りは、先進国に比べ魅力的な水準にあります。

3. UBSグローバル・アセット・マネジメントが運用を行います。

UBSグローバル・アセット・マネジメントは、グローバルな総合金融機関であるUBSグループの 資産運用部門です。

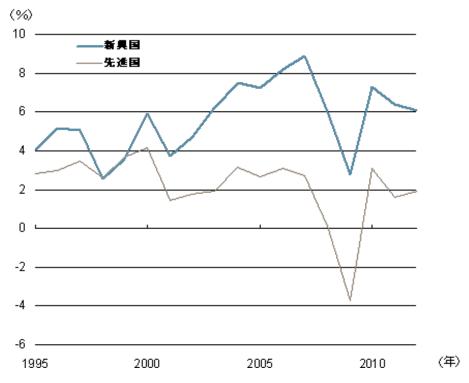
ルクセンブルグ籍ファンドの運用は、UBSグローバル・アセット・マネジメント(アメリカス)インクが行います。

<堅調なファンダメンタルズ>

先進諸国に比べ、新興諸国のファンダメンタルズは良好な状態にあります。

新興諸国のGDP成長率は、1995年以降、ほとんどの期間において先進国を上回っており、今後も同様の傾向が続くことが予想されます。

■ GDP成長率

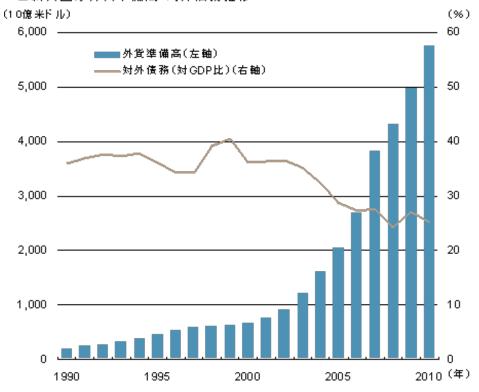


出所: IMFのデータを基にUBSグローバル・アセット・マネジメント作成。期間: 1995年-2012年(2010年以降は予測値)

上記は過去の実績および予測であり、将来の推移を示唆・保証するものではありません。

新興諸国は、債務管理政策や経済規模の拡大などに伴い、対外債務が対GDP比で減少傾向にあります。また、資源の輸出などに伴い、外貨準備高は増加傾向にあります。

■新興国の外貨準備高·対外債務推移

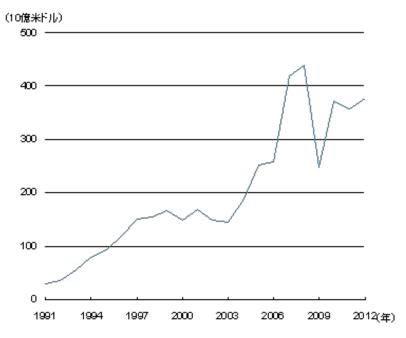


出所: IMF、世界銀行のデータを基にUBSグローバル・アセット・マネジメント作成。期間: 1990-2010年

上記は過去の実績であり、将来の推移を示唆・保証するものではありません。

海外から新興諸国への直接投資は、金融危機時に減少したものの、高い 経済成長等を背景に増加傾向を示しており、今後も同様の傾向が続くこと が期待されます。

■新興国への直接投資推移



出所: IMFのデータを基にUBSグローバル・アセット・マネジメント作成。期間: 1991年-2012年(2010年以降はIMF予測値)

EDINET提出書類

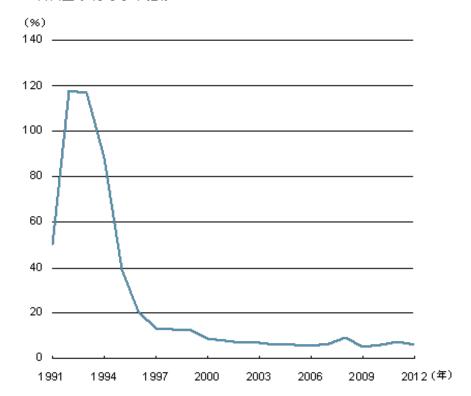
ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社(E12473)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

上記は過去の実績および予想であり、将来の推移を示唆・保証するものではありません。

1990年代前半にかけ、新興諸国はハイバーインフレを経験しましたが、 その後はインフレ目標の導入などにより物価は安定化傾向にあります。

■新興国のインフレ率推移



出所: IMFのデータを基にUBSグローバル・アセット・マネジメント作成。期間: 1991年-2012年(2010年以降はIMF予測値)

上記は過去の実績および予想であり、将来の推移を示唆・保証するものではありません。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

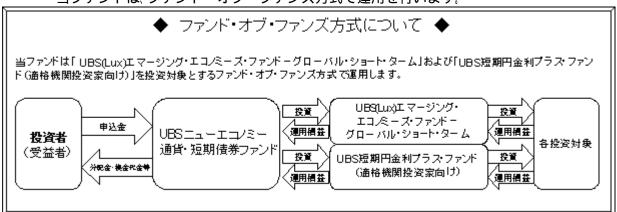
(2)【ファンドの沿革】

平成22年9月14日 ファンドの信託契約締結、設定日、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

ファンド運営の仕組み ファンド UBS ニューエコンミー通貨・短期债券ファンド 外国投资信託 内国投资信託 UBS(Lux)エマージング・ UBS短期円金利プラス・ファンド エコペース・ファンドー (通格機関投資家向け) グローバル・ショート・ターム 受託会社 委託会社 ・ピーエス・グローバル・アセット・ ※2 信託契約 中央三井アセット信託銀行株式会社※3 マネジメント株式会社 (信託財産の保管および管理等) (信託財産の運用の指図等) [再信託受託会社] 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 ※1 投資信託の募集・販売等に 関する契約 販売会社 ※1 委託会社と販売会社との間で、投資信託の取扱いについて、販売会社が行う受益 (募集・販売の取扱い等) 権の募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付等の業務等 のルールを規定した契約 ※2 委託会社と受託会社との間で、投資信託の運営について、資産運用の運営方法、 委託会社と受託会社および受益者との権利義務関係、受益者の権利、募集方法 等のルールを規定した契約 ※3 中央三井アセット信託銀行株式会社は、関係当局の認可等を前提に、平成24年 投資者 4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および住友信託銀行株式会社と合併し、 新商号を三井住友信託銀行株式会社とする予定です。 (受益者)

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



委託会社の概況(平成23年10月末日現在)

1)資本金 22億円

2)沿革

平成 8年4月 1日 ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立

平成10年4月28日 ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更

平成12年7月 1日 ユービーエス・ブリンソン投資顧問株式会社と合併し、

ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に 平成14年4月 8日 商号変更

3) 大株主の状況

株主名	住 所	持株数	持株比率
エイ・ジー	スイス共和国 バーゼルCH-4051 エーシェンフォルシュタッド 1 スイス共和国 チューリッヒ CH-8098 バーンホッフシュトラッセ 45	21,600株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

外国投資信託である UBS(Lux)エマージング・エコノミーズ・ファンド - グローバル・ショート・ターム (USD) I-11.5-accクラス (以下「指定外国投資信託」ということがあります。) および国内投資信託であ るUBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)(以下「指定国内投資信託」ということがあ ります。)の受益証券(振替受益権を含みます。以下同じ。)を主要投資対象とします。

指定外国投資信託および指定国内投資信託の受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャ ル・ペーパー等の短期有価証券ならびにコール・ローン等の短期金融商品等に直接投資する場合 があります。

指定外国投資信託への投資を通じて、エマージング諸国の短期債券、短期金融商品および通貨を主 たる投資対象とします。

原則として為替ヘッジを行いません。

指定外国投資信託の受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。ただし、指 定外国投資信託と指定国内投資信託との投資比率については、特に制限を設けませんが、通常の運 用状況においては指定外国投資信託の受益証券への投資割合を原則として90%以上とします。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

[投資対象とする資産の種類]

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及 び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)および特定資産以外の資産と します。

- (1)特定資産
 - イ.有価証券
 - 口.約束手形(金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。)
 - 八.金銭債権
- (2)特定資産以外の資産
 - イ.為替手形

[有価証券]

委託会社は、信託金を、外国籍の投資信託であるUBS(Lux)エマージング・エコノミーズ・ファンド・グ ローバル・ショート・ターム(USD) I -11.5-accクラスおよび国内籍の投資信託であるUBS短期円金利プラ ス・ファンド(適格機関投資家向け)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規 定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 短期債券等
- コマーシャル・ペーパー
- 3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に限ります。)

[金融商品]

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定に より有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用指図することができます。

- 1.預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形

[金融商品による運用の特例]

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記の金融商品により運用することの指図ができます。

[関係会社が発行する有価証券等]

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することの指図ができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

[組入れ投資信託証券について]

当ファンドが投資対象とする投資信託証券は次のとおりです。

ルクセンブルグ籍外国投資信託 UBS (Lux) エマージング・エコノミーズ・ファンド - グローバル・ショート・ターム(USD) I -11.5-accクラス

形態	ルクセンブルグ籍オープン・エンド型契約型外国投資信託(米ドル建て)
運用の基本方針	主としてエマージング諸国の短期債券、短期金融商品および通貨に投資を行い、インカム収入の最大化を目指します。なお、J.P.Morgan Emerging Local Markets Index Plus (ELMI+)をベンチマークとします。
主な投資対象	エマージング諸国の短期債券、短期金融商品および通貨
信託期間	無期限
決算日	毎年1回、8月末日
管理報酬等	申込手数料:なし 要託報酬及び管理事務代行報酬: 純資産総額に対して年率0.115%以内 信託財産留保額:なし 当ファンドに関しましては、設定もしくは解約時における基準価額の可変調整が行われ ることがあります。当可変調整は設定・解約の投資行動に該当する投資家にのみ適用さ れるため、既存の受益者は資金の流出入による基準価額変動の影響を受けません。 その他費用:ファンドにかかる事務の処理等に関する費用(訴訟費用、法律顧問への報 酬、監査費用、監督当局への届出に関する費用、法定書面の印刷、翻訳費用、受益者への通 知にかかる費用、上記に類するその他全ての費用)は、ファンドより実費にて支払われま す。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。
投資運用会社	UBSグローバル・アセット・マネジメント(アメリカス)インク (UBS Global Asset Management (Americas) Inc.)

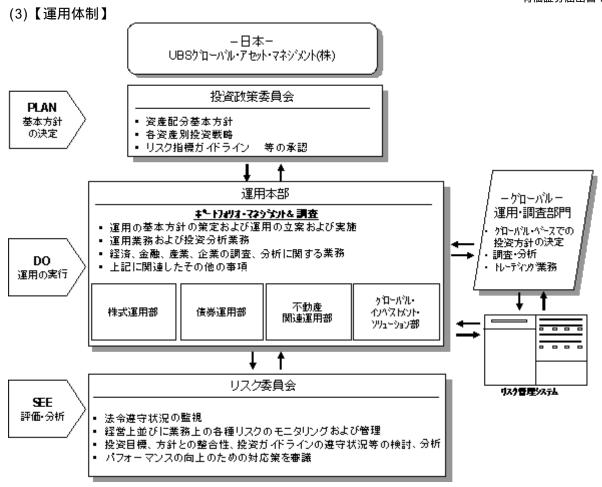
信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

UBS短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)

形態	国内籍投資信託受益権
運用の基本方針	わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債を主たる投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	UBS短期円金利プラス・マザーファンド受益証券、ならびに内外の円建て公社債を主要投資対象とします。
信託期間	無期限
決算日	毎年1回、1月20日
信託報酬等	申込手数料:なし 解約手数料:なし 信託報酬:年率0.04% その他費用 :信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の 立替えた立替金の利息、組入れ有価証券の売買に係る売買委託手数料等および当該売買 委託手数料等に係る消費税等相当額等
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
委託会社	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社(E12473)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券) 信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。



上記の体制は今後変更される場合があります。

(平成23年10月末現在)

<運用体制に関する社内規則等およびファンドに関係する法人等の管理>

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部(15~20名程度)は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

< 内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織> 投資政策委員会:

投資政策および運用の基本方針の全社的審議ないし決定機関として投資政策委員会を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は運用本部長が毎月招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のヘッド、各資産クラス等(例:国内債券、国内株式、グローバル債券、グローバル株式等)の運用を担当するシニア・ポートフォリオ・マネジャー5~10名程度がメンバーとして参加しております。また、これらメンバーとは別に、投資政策委員会が適切とみなす他の役職員にオブザーバーとして出席を求めることができます。

リスク委員会:

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクのモニタリングおよび管理の総合的な検討を行う機関、運用状況の報告を受けて、投資目標、方針との整合性、投資ガイドラインの遵守状況等を検討、分析するとともに、パフォーマンスの向上のための対応策を審議する機関およびGIPS(グローバル投資パフォーマンス基準)に準拠した会社の方針・手続を承認し、提示用パフォーマンスを承認する機関としてリスク委員会を経営委員会直属として設置しております。リスク委員会は、社長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営にあたり、社長の他、リーガル&コンプライアンス部、運用本部、機関投資家営業本部、投信営業本部、商品本部、管理本部、経理部のそれぞれのヘッドの10名程度により構成されております。また、リスク委員会が適切とみなす他の職員に出席を求めることができ、常勤監査役も、委員会に出席することができます。

(4)【分配方針】

毎決算時(毎年3月15日および9月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、上記の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(注)分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

なお、「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、原則として分配金は税引き後、無手数料で再 投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

[信託約款による投資制限]

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

株式への直接投資は行いません。

デリバティブの直接利用は行いません。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

その他の投資制限

(資金の借入れの指図)

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金の手当て(一部解約に伴う支払い資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払い資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

[法令による投資制限]

同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

3【投資リスク】

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて新興諸国の債券等に投資を行いますので、実質組入債券の価格の下落や当該債券の発行体の財務状況の悪化等の影響により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資しますので、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。

ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

公社債に関する価格変動リスク

当ファンドは実質的に公社債へ投資を行います。公社債の価格は、主に金利の変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、公社債の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

- ・金利変動リスク
 - 公社債の価格は金利変動によって変動します。一般的に公社債の市場価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向となり、逆に金利が上昇した場合には下落する傾向があります。
- ・信用リスク

公社債の価格は発行体の信用力の変化によっても変動します。公社債の発行体の業績悪化、財務内容の変化、経営不振等により、債務不履行(デフォルト、元利金の支払いが期日までに行われないこと)が生じた場合、あるいはそのような状況が予想される局面となった場合には、公社債の価格は大きく下落することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け、大きく下落することがあります。

カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

なお、当ファンドが実質的に投資を行う新興諸国の債券投資には以下のようなリスクおよび留意点があります。

- ・格付けに関する留意点
 - 新興諸国の債券は、格付けがより上位の債券に比べて通常高い利回りを提供する一方、債券価格がより大きく変動することがあります。また、新興諸国の発行国としての信用力等の変化、あるいは新興諸国の企業等の発行体としての業績や財務内容等の変化による格付けの変更や、特定の債券の信用度に関する市場の考え方が変わることによって、債券価格が大きく変動することがあります。
- ・経済状況および政治的・社会的な変化に伴うリスク 新興諸国において、経済成長率、インフレ率、国際収支、外貨準備高等の各経済指標によって象 徴される経済状況の好転や悪化の度合いおよび速度が、先進国と比較して、大きくなる傾向が あると考えられ、また、政治不安、社会不安、他国との外交関係の悪化等により、金融・証券市場 が混乱し、債券価格が大きく変動する可能性があります。
- ・流動性、制度、インフラストラクチャーに係るリスク 新興諸国の証券市場は、先進国と比べ、市場規模、証券取引量が小さく、法制度(証券市場の法 制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等)やインフラストラクチャーが未発達であると考 えられ、債券の発行体等に対する投資家の権利保全措置や投資家の権利を迅速かつ公正に実 現、執行する裁判制度の不備等により、元利金支払いの不履行および遅延等が生じた場合、投資 資金の回収が困難となる可能性があります。また、市況動向の取引量等の状況によっては、保有 債券を市場実勢から期待される価格で売却できない場合があります。
- ・企業情報の開示等に係るリスク 新興諸国における企業情報の開示等の基準は、先進諸国と異なることから、投資判断に際して 正確な情報を十分確保できないことがあります。

為替変動リスク

外貨建資産を円貨べ - スにした場合、その資産価値は、為替レ - トの変動により影響を受けることになります。為替レ - トは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額が変動する可能性があります。為替レ - トは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レ - トは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

その他の留意点

買付および換金申込に係る制限

- ・ 買付または換金の申込日が、ルクセンブルグの銀行休業日等と同日の場合には、当該買付ま たは換金のお申込みは受付けません。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、買付および換金のお申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた当該各お申込みを取り消すことがあります。
- ・ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

クーリング・オフ

・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

分配金に関する留意点

・ 分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより、純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

投資信託に関する一般的なリスク

- ・法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- ・信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- ・証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、 政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これによりファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を 下回る可能性があります。

投資信託に関する一般的な留意事項

- ・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護の保護の対象ではありません。
- ・投資信託は金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。

リスク管理体制

委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイド ラインに従って執行します。

取引の管理については、管理部門が運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社(E12473)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運用について検証が行われます。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

買付申込受付日の翌々営業日の基準価額に、1.575%(税抜1.5%)以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

委託会社のホームページ http://www.ubs.com/japanfunds/ 委託会社の電話番号 03-5293-3700(営業日の9:00~17:00)

(2)【換金(解約)手数料】

・換金手数料: ありません。・信託財産留保額: ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の料率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のとき、信託財産中から支弁します。

(年率表示、カッコ内は税抜表示)

合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.3755%	0.4725%	0.8400%	0.0630%
(1.31%)	(0.45%)	(0.80%)	(0.06%)

(ご参考)

投資対象となる投資信託証券の主な費用は次のとおりです。

UBS(Lux)エマージング・エコノミーズ・ファンド - グローバル・ショート・ターム(USD) I -11.5-acc クラス

信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

UBS 短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)

	FIT FIT COMMISSIONS OF THE STATE OF THE STAT
信託報酬等	申込手数料:なし 解約手数料:なし 信託報酬:年率0.04% 信託財産留保額:なし その他費用 :信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会 社の立替えた立替金の利息、組入れ有価証券の売買に係る売買委託手数料等および 当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額等

信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等・信託報酬率について、委託会社が試算した概算値は、当ファンドの純資産総額に対し年率0.115%程度です。

したがって、当ファンドの信託報酬率(年率1.3755%(税込))を加えた、受益者が負担する実質的な基本となる報酬率は純資産総額に対して合計で年率1.4905%程度となります。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、実際の投資信託証券の投資比率によって、実質的な信託報酬率は変動します。また、今後上記に掲げた費用が変更されること、あるいは投資対

象とする投資信託証券が変更されることがあります。

(4)【その他の手数料等】

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、 受益者の負担とし、信託財産から支弁します。

売買委託手数料等

組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等および先物取引・オプション取引等に要する費用等のファンドを運用するための費用等ならびに当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額は、受益者の 負担として信託財産から支弁します。

監查費用

信託財産に関する監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

その他の諸費用

以下の諸費用および当該費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

- 1. 受益権の管理事務に関連する費用
- 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
- 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- 4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
- 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
- 6. ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に 係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、前記 および の1から6の費用等の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.05%を上限とする額を、かかる費用等の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時係る費用等の年率を見直し、これを変更することができます。

前記 および の1から6の費用等は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる費用等は、毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

(注)前記 および の費用は、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算 方法を表示することができません。

なお、受益者が直接および間接的に負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、 表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

[収益分配時]

収益分配時の普通分配金については、配当所得として課税が行われ、平成25年12月31日までは原則として10%(所得税7%および地方税3%)の税率 により源泉徴収が行われ、確定申告は不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税(配当控除は適用されません。)を選択することができます。

[一部解約時および償還時]

解約価額および償還価額から取得費(申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益は、譲渡所得とみなして課税が行われ、平成25年12月31日までは原則として10%(所得税7%および地方税3%)の税率による申告分離課税が適用となります。なお、特定口座(源泉徴収選択口座)をご利用の場合は確定申告は不要です。

平成26年1月1日以降は、上記の税率は原則として20%(所得税15%および地方税5%)となる予定です。

<損益通算>

一部解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等との譲渡損益および申告分離 課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%)の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。

平成26年1月1日以降は、上記の税率は原則として15%(所得税15%)となる予定です。

個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回買付した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で買付する場合については各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを買付する場合には当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

分配金の課税

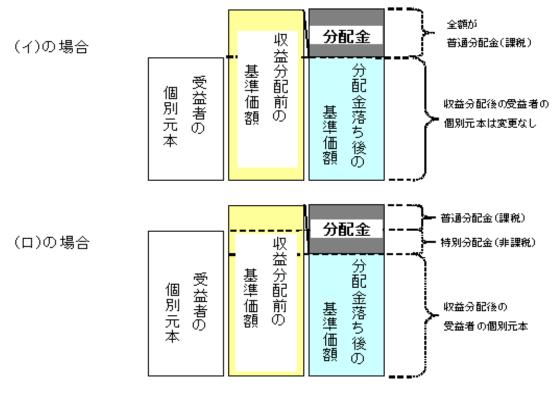
追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が分配金を受け取る際、

- (イ)当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該分配金の全額が普通分配金となり、
- (ロ)当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ>



課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。 なお、税法等が改正された場合には、前記の内容は変更となる場合があります。

EDINET提出書類

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社(E12473) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

<参考情報>

[ファンドの費用]

・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額に、 <u>1.575%(税抜1.5%)以内</u> で販売会社が定める率を乗じて得た額を販売会社が定める方法により支払うものとします。
換金時	信託財産留保額	ありません。

・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用	
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に年率1.3755%(税抜年率1.31%)を乗じて得た額とします。なお、当ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等が当ファンドの純資産総額に対して年率0.115%程度(委託会社が試算した概算値)かかります。したがって、当ファンドの信託報酬に加えた基本となる報酬率は、実質的には当ファンドの純資産総額に対して年率1.4905%程度となります。	
		<td color="1" color<="" rowspan="2" td=""></td>	
		(販売会社) 0.8400% (0.80%) (受託会社) 0.0630% (0.06%) 投資対象とする投資信託証券 0.115%* 実質的な負担 1.4905%程度	
		実質的な負担 1.4905%程度 * 委託会社が試算した概算値です。 運用管理費用(信託報酬)は毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。	
	その他の費用・手数料	・監査報酬および法定手続き(書類の作成、印刷、交付等)に関する費用など (日々の純資産総額に対して上限年率0.05%)を間接的にご負担いただく場合が あります。 原則として、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。	
		・信託財産に関する租税、組入有価証券の売買委託手数料、外国での資産の保管費用などが、原則として費用発生の都度、ファンドから支払われます。 信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。	

投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、 表示することはできません。

[税金]

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時および償還 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

上記は平成23年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。法人の場合は上記と異なります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】 (1)【投資状況】

(2011年10月31日現在)

資産の種類	国または地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
	ルクセンブルグ	226,283,078	100.05
投資信託受益証券	日本	90,054	0.03
	小計	226,373,132	100.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	221,342	0.09
合計(純資産総額)	-	226,151,790	100.00

⁽注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2011年10月31日現在)

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセン ブルグ	投資信託	UBS(Lux)エマージング・エコノミーズ ・ファンド-グローバル・ショート・ ターム (USD)I-11.5-acc		8,169.19	225,981,969	8,180.07	226,283,078	100.05
日本	投資信託 受益証券	UBS短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)	89,875	1.002	90,054	1.002	90,054	0.03

⁽注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類及び業種別投資比率 (2011年10月31日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	100.09
合計	100.09

⁽注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2011年10月31日および同日1年以内における各月末のならびに下記計算期間末の純資産の推移 は次の通りです。

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第1期計算期間末 (2011年3月15日)	262	262	1.0111	1.0111
第2期計算期間末 (2011年9月15日)	223	223	0.9321	0.9321
2010年10月末日	111	-	0.9866	-
2010年11月末日	249	-	0.9991	-

2010年12月末日	243	ı	0.9744	-
2011年1月末日	251	1	1.0074	-
2011年2月末日	259	ı	0.9995	-
2011年3月末日	268	ı	1.0371	-
2011年4月末日	274	ı	1.0604	-
2011年5月末日	246	ı	1.0296	-
2011年6月末日	246	ı	1.0279	-
2011年7月末日	240	ı	1.0046	-
2011年8月末日	232	ı	0.9715	-
2011年9月末日	215		0.8999	-
2011年10月31日	226	-	0.9440	-

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1期計算期間	0
第2期計算期間	0

【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1期計算期間	1.1
第2期計算期間	7.8

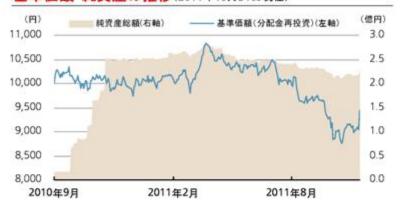
(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数	解約口数
第1期計算期間	259,273,699	-
第2期計算期間	-	19,605,869

- (注)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。 (注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

<参考情報>

基準価額・純資産の推移(2011年10月31日現在)



※基準価額(分配金再投資)は、運用管理費用(信託報酬)控除後、税引前分配金を再投資したものとして算出。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

2011年3月15日	0円
2011年9月15日	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況(2011年10月31日現在)

資産別比率

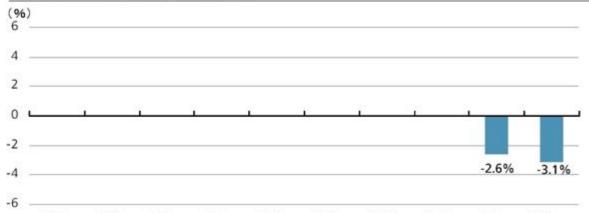
銘柄名	投資比率	
UBS(Lux)エマーシ`ンケ`・エコノミース`・ファント'ー ケ'ローバル・ショート・ターム (USD) I-11.5-acc	100.05%	
UBS短期円金利ブラス・ファンド(適格 機関投資家向け)	0.03%	

組入上位10銘柄

	ACAT C	MA - M . C	Atr. C.L.	444
	銘柄名	償還日	格付	構成比
1	ボーランド国債	2012/4/25	A	9.0%
2	トルコ国債	2012/2/15	BBB-	4.7%
3	メキシコ国債	2012/3/8	A-	4.3%
4	トルコ国債	2012/4/25	BBB-	3.7%
5	メキシコ国債	2012/12/20	A-	3.5%
6	チェコ国債	2011/11/25	AA	3.3%
7	ハンガリー国債	2012/6/12	BBB-	3.1%
8	メキシコ国債	2012/5/3	A-	2.9%
9	スリランカ国債	2012/10/24	B+	2.9%
10	欧州投資銀行債	2013/10/21	AAA	2.8%

※構成比は、評価基準日時点の指定外国投資信託の純資産に占める割合です。

年間収益率の推移(2011年10月31日現在)



2002年 2003年 2004年 2005年 2006年 2007年 2008年 2009年 2010年 2011年 ※2010年については、当初設定日(2010年9月14日)から年末まで、2011年については年初から10月末までの騰落率。 ※税引前分配金を再投資したものとして算出。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(申込期間)

平成23年12月15日から平成24年6月14日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(買付申込の受付け)

- ・原則として販売会社の営業日の午後3時までに、買付申込が行われ、かつ買付申込にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。
- ・「自動けいぞく投資コース」をご利用の場合、買付申込者は、販売会社と「自動けいぞく投資約款」に基づく分配金再投資に関する契約(同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を含みます。)を締結していただきます。

買付申込者は販売会社に買付申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの 受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該買付申込者にか かる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払 いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により 生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(買付単位)

・ 1円または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、1口単位とします。 詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

委託会社のホームページ http://www.ubs.com/japanfunds/

委託会社の電話番号 03-5293-3700 (営業日の9:00~17:00)

(買付価額)

買付申込受付日の翌々営業日の基準価額(当初元本1口=1円)とします。

「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、各計算期間終了日の基準価額とします。

(買付代金の支払い)

販売会社の指定する期日までに申込代金をお申込みの販売会社にお支払いください。

(買付申込受付けの中止等)

・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは買付申込の受付けを中止すること、および既に受付けた買付申込を取消すことがあります。

(買付申込不可日)

・ 買付申込日が、ルクセンブルグの銀行休業日等と同日の場合には、買付申込は受付けません。

2【換金(解約)手続等】

(換金の受付け)

- ・ 原則として販売会社の営業日の午後3時までに、換金申込が行われ、かつ換金申込にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。
- (注)換金(解約)の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者 の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の 口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座におい て当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

(換金単位)

・ 1円または1口単位を最低単位として販売会社が独自に定める単位とします。

詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

委託会社のホームページ http://www.ubs.com/japanfunds/

委託会社の電話番号 03-5293-3700 (営業日の9:00~17:00)

(換金価額)

換金申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

換金時の費用や税金についての詳細は前記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

(換金代金の支払い)

- ・ 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお申込みの販売会社でお支払いします。 (換金申込受付けの中止等)
 - ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは換金申込の受付けを中止すること、およびすでに受付けた換金申込を取消すことがあります。
 - ・ 前記の換金申込の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受付けたものとして計算された価額とします。
 - 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

(換金申込不可日)

・・換金申込日が、ルクセンブルグの銀行休業日等と同日の場合には、換金申込は受付けません。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(基準価額の算定)

・ 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。当ファンドの場合、1万口当たりで表示されます。

なお、外貨建資産(外貨建有価証券、預金およびその他の資産をいいます。)の円換算については、 原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

(基準価額の算出頻度と公表)

・ 基準価額は、委託会社において毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせ頂くことにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また委託会社のホームページでご覧いただくことも出来ます。

委託会社のホームページ http://www.ubs.com/japanfunds/

委託会社の電話番号 03-5293-3700 (営業日の9:00~17:00)

(2)【保管】

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成22年9月14日から平成32年3月16日までとします。ただし、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。また、後記「(5)その他[信託の終了]」に該当する場合は、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として毎年3月16日から9月15日までおよび9月16日から翌年3月15日までとします。ただし、計算期間終了日に該当する日が休業日の場合は翌営業日までとします。

(5)【その他】

[信託の終了]

(信託契約の解約)

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部解約により純資産総額が10億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前記a.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 前記b.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 前記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議 決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 前記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該 提案につき、信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし たときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場 合であって、前記b.からd.までに規定する信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適 用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(委託会社の登録取消等に伴う取扱い)

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 前記a.の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記[信託約款の変更]の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

(受託会社の辞任および解任に伴う取扱い)

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記[信託約款の変更]の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

[運用報告書の作成]

委託会社は、毎年3月および9月の決算時ならびに償還時に運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して 交付します。

[信託約款の変更]

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は[信託約款の変更]に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、前記a.の変更事項(前記a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 前記b.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- d. 前記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の 議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 前記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 前記a.からf.にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

[関係法人との間の契約書の内容について]

a. 委託会社と販売会社との間で締結する「投資信託の募集・販売等に関する契約」(同様の権利 義務を規定する名称の異なる契約を含みます。)は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から 別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 分配金受領権

受益者は、分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

なお、「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、原則として分配金は税引き後、無手数料で再 投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ただし、受益者が分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金受領権

受益者は、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。 以下同じ。)を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日(原則として信託終了日から起算して5営業日目まで)から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について原則として毎日、販売会社を通じて、委託会社に対して一部 解約の実行を請求する権利を有します。

受取代金の支払いは、販売会社の本・支店・営業所等において原則として、解約請求の受付日から起算して6営業日目からお支払いいたします。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対して、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する権利を有します。

(5) 信託契約の解約または重大な約款の変更等に反対し受益権の買取りを請求する権利(反対者の買取 請求権)

信託契約の解約または重大な約款の変更等が行われる場合において、書面決議において当該議案に反対した受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買取るよう請求をすることができます。この買取請求の内容および買取請求の手続に関する事項は、前記の「[信託の終了](信託契約の解約)b.」または「[信託約款の変更]b.」に規定する書面に付記します。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成23年7月8日付内閣府令第33号により改正されておりますが、第1期計算期間(平成22年9月14日から平成23年3月15日まで)については改正前の、第2期計算期間(平成23年3月16日から平成23年9月15日まで)については内閣府令第33号附則第2条により改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの第1期計算期間は、信託約款第30条により、平成22年9月14日から平成23年3月15日までとなっております。
- (3) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(平成22年9月14日から平成23年3月15日まで)および第2期計算期間(平成23年3月16日から平成23年9月15日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

UBSニューエコノミー通貨・短期債券ファンド (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 平成23年 3月15日現在	当期 平成23年 9月15日現在
資産の部		
流動資産		
預金	-	30
コール・ローン	1,475,917	2,049,666
投資信託受益証券	261,999,167	223,136,437
未収利息	2	2
流動資産合計	263,475,086	225,186,135
資産合計	263,475,086	225,186,135
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	58,823	79,427
未払委託者報酬	1,225,458	1,654,694
その他未払費用	50,936	61,255
流動負債合計	1,335,217	1,795,376
負債合計	1,335,217	1,795,376
純資産の部		
元本等		
元本	259,273,699	239,667,830
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2,866,170	16,277,071
(分配準備積立金)	42	38
元本等合計	262,139,869	223,390,759
純資産合計	262,139,869	223,390,759
負債純資産合計	263,475,086	225,186,135

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期 自 平成22年 9月14日 至 平成23年 3月15日	当期 自 平成23年3月16日 至 平成23年9月15日
営業収益		
受取利息	474	481
有価証券売買等損益	3,198,824	1,374,397
為替差損益	1,812,139	15,045,296
営業収益合計	1,387,159	16,419,212
営業費用		
受託者報酬	58,823	79,427
委託者報酬	1,225,458	1,654,694
その他費用	154,881	68,690
営業費用合計	1,439,162	1,802,811
営業利益又は営業損失()	52,003	18,222,023
経常利益又は経常損失()	52,003	18,222,023
当期純利益又は当期純損失()	52,003	18,222,023
ー部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	-	704,485
期首剰余金又は期首欠損金()	-	2,866,170
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,918,173	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	2,918,173	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	216,733
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	-	216,733
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	2,866,170	16,277,071
_	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

(3)【注記表】 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

主女仏云引刀引にはる事項に関する注記)				
項目	前期 自 平成22年 9月14日 至 平成23年 3月15日	当期 自 平成23年 3月16日 至 平成23年 9月15日		
1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則と して時価で評価しております。時価評価にあたっては、投 資信託受益証券の基準価額で 評価しております。	投資信託受益証券 同左		
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として 時価で評価しております。時 価評価にあたっては、原則と して、わが国における計算期 間末日の対顧客先物売買相場 の仲値によって計算しており ます。	為替予約取引 同左		
3.外貨建資産・負債の本邦通 貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	同左		
4. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益及び為替 差損益の計上基準 約定日基準で計上しておりま す。	有価証券売買等損益及び為替 差損益の計上基準 同左		

5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投 資信託財産の計算に関する規 則」(平成12年総理府令第133 号)第60条に基づき、取引発生 時の外国通貨の額をもって記 録する方法を採用しておりま す。但し、同第61条に基づき、 外国通貨の売却時において 当該外国通貨に加えて、外貨 建資産等の外貨基金勘定およ び外貨建各損益勘定の前日の 外貨建純資産額に対する当該 売却外国通貨の割合相当額を 当該外国通貨の売却時の外国 為替相場等で円換算し、前日 の外貨基金勘定に対する円換 算した外貨基金勘定の割合相 当の邦貨建資産等の外国投資 勘定と、円換算した外貨基金 勘定を相殺した差額を為替差 損益とする計理処理を採用し

(1)外貨建取引等の処理基準 同左

(2)金融商品の時価に関する 補足情報

ております。

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に 算定された価額が含まれてります。当該価額の算定におりては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 (2)金融商品の時価に関する 補足情報 同左

(貸借対照表に関する注記)

舅	賃借刈照表に関する注記)		
	項目	前期 平成23年 3月15日現在	当期 平成23年 9月15日現在
	1.計算期間末日における受益 権の総数	259,273,699□	239,667,830口
	2.元本の欠損		貸借対照表上の総資産額が元 本総額を下回っており、その 差額は16,277,071円でありま す。
	3.計算期間末日における1口 当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0111円 (10,111円)	0.9321円 (9,321円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期	当期
自 平成22年 9月14日	自 平成23年 3月16日
至 平成23年 3月15日	至 平成23年 9月15日

分配金の計算過程

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(42円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,866,128円)、および分配準備積立金(0円)より分配対象収益は2,866,170円(1万口当たり110円)でありますが、分配を行っておりません。

分配金の計算過程

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(0円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(136円)、および分配準備積立金(38円)より分配対象収益は174円(1万口当たり0円)となり、分配は行っておりません。

(金融商品に関する注記)

.金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 平成22年 9月14日 至 平成23年 3月15日	当期 自 平成23年 3月16日 至 平成23年 9月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。また、当ファンドが投資信託受益を設けが投資信託受益を通びであり、公社債、為金利をであり、為替変動リスク、為動であり、為替変動リスク、流動性リスクに晒されております。	同左

		有伽証夯庙出書(内国投
	取引の執行については、投資対	
制	象、投資制限等を規定した運用	
	ガイドラインに従って運用部門	
	が執行します。	
	管理部門は、運用ガイドライン	
	に則って適切な運用がされてい	
	るかおよび、運用結果の定期的	
	な検証を通じて、下記に掲げる	
	各種リスクが適切に管理されて	
	いることをモニタリングしてい	
	ます。	
	また、それらの状況は定期的に	
	開催される各委員会に報告さ	
	れ、状況の把握・確認が行われ	
	るほか、適切な運営について検	
	証が行われます。	
	・市場リスク	
	ファンドのパフォーマンスが一	
	定の許容範囲内にあるかどうか	
	モニタリングし、リターンの大	
	きな変動を注視することで市場	
	リスクが適切に管理されている	
	ことを確認しています。	
	・信用リスク、流動性リスク	
	運用ガイドラインに従って、証	
	券格付や、証券や発行体への集	
	中投資制限をモニタリングし、	
	投資対象に関するこれらのリス	
	クが適切に管理されていること	
	を確認しています。	
	また、取引先の信用リスクにつ	
	いては、グループポリシーで認	
	められた相手に限定すること	
	で、これを管理しています。	
	して、これが自住しているが。	

.金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 平成23年 3月15日現在	当期 平成23年 9月15日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び これらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ 取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引 以外の金融商品については、短 期間で決済されることから、帳 簿価額は時価と近似しているた め、当該帳簿価額を時価として おります。	取引以外の金融商品 同左
	(2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準 及び評価方法」に記載しております。	
	(3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注 記に記載しております。	(3)デリバティブ取引 同左

種類	前期 平成23年 3月15日現在	当期 平成23年 9月15日現在
仁宝 大块	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	3,198,824	2,165,266
合 計	3,198,824	2,165,266

(デリバティブ取引等に関する注記) 前期 (平成23年 3月15日現在) 該当事項はありません。

当期 (平成23年 9月15日現在) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 前期 (自 平成22年 9月14日 至 平成23年 3月15日) 該当事項はありません。

当期 (自 平成23年 3月16日 至 平成23年 9月15日) 該当事項はありません。

(その他の注記)

C 47 10 47 12 10 1			
項目	前期 自 平成22年 9月14日 至 平成23年 3月15日	当期 自 平成23年 3月16日 至 平成23年 9月15日	
元本の推移 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	15,851,908円 243,421,791円 - 円	259,273,699円 - 円 19,605,869円	

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	U B S 短期円金利プラス・ ファンド (適格機関投資家向 け)	89,875	90,054	
		小計		90,054	
	米ドル	UBS(Lux) エマージング・エコ ノミーズ・ファンド - グロー バル・ショート・ターム (USD)I-11.5-accクラス	27,662.706	2,906,520.51	
		小計		2,906,520.51 (223,046,383)	
合計			223,136,437 (223,046,383)		

(注)

- 2.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- 3.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に関わるもので内書きであります。
- 4.通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
- 5. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入投資信託受益証券 時価比率	合計額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券	1銘柄	100.0%	100.0%

- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

<u>次へ</u>

<参考情報>

当ファンドは、「UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)」、「UBS(Lux)エマージング・エコノミーズ・ファンド - グローバル・ショート・ターム(USD) I-11.5-accクラス」投資信託受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの投資信託受益証券であります。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)

当ファンドは、UBSニューエコノミー通貨・短期債券ファンドが投資対象とする国内投資信託受益証券です。ご参考として第2期決算日(2011年1月20日)の状況をご報告申し上げます。

当ファンドの仕組みは次の通りです。

運用方針	この投資信託は、マザーファンドへの投資を通じて、わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債を主たる投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	UBS短期円金利プラス・マザーファンド受益証券ならびに内外の円建て公社 債を主要投資対象とします。
信託報酬等	・申込手数料:なし ・解約手数料:なし ・信託報酬:0.042%(税抜0.04%) ・その他費用:ファンドにかかる事務の処理等に関する費用は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。
関係会社	受託者:三菱UFJ信託銀行株式会社 委託者:UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社

資産、負債、元本及び基準価額の状況

(2011年1月20日現在)

975,918,882円

	(2)	011年1月20日現1年)
	項目	当期末
(A)	資産	12,237,721,565円
	コール・ローン等	3,843,559
	UBS短期円金利プラス・マザー	12,133,878,001
	ファンド(評価額)	
	未収入金	100,000,000
	未収利息	5
(B)	負債	102,751,394
	未払解約金	100,031,959
	未払信託報酬	2,640,737
	その他未払費用	78,698
(C)	純資産総額(A - B)	12,134,970,171
	元本	12,115,042,876
	次期繰越損益金	19,927,295
(D)	受益権総口数	12,115,042,876口
	1万口当たり基準価額(C/D)	10,016円

[元本増減] 期首元本額 12,991,542,871円 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額

1,852,418,877円 1口当たり純資産額 1.0016円

損益の状況

(自2010年1月21日 至2011年1月20日)

	(日2010年1月21日	<u> </u>
	項目	当 期
(A)	配当等収益	1,018円
	受取利息	1,018
(B)	有価証券売買損益	12,278,000
	売買益	12,854,143
	売買損	576,143
(C)	信託報酬等	5,453,753
(D)	当期損益金(A+B+C)	6,825,265
(E)	前期繰越損益金	11,957,077
(F)	追加信託差損益金	1,144,953
	(配当等相当額)	(1,192,831)
	(売買損益相当額)	(47,878)
(G)	計 (D+E+F)	19,927,295
(H)	収益分配金	0
	次期繰越損益金(G+H)	19,927,295
	追加信託差損益金	1,144,953
	(配当等相当額)	(1,308,516)
	(売買損益相当額)	(163,563)
	分配準備積立金	23,485,044
	繰越損益金	4,702,702

- (注1)損益の状況の中で(B)有価証券売買損益は期末の評価換えに よるものを含みます。
- (注2)損益の状況の中で(C)信託報酬等には信託報酬に対する消費 税等相当額を含めて表示しています。
- (注3)損益の状況の中で(F)追加信託差損益金とあるのは、信託の追 加設定の際、追加設定をした価額から元本を差し引いた差額 分をいいます。
- (注4)計算期間末における費用控除後の配当等収益(8,536,426 円)、費用控除後の有価証券等損益額(0円)、信託約款に規 定する収益調整金(1,308,516円)および分配準備積立金 (14,948,618円)より分配対象収益は24,793,560円(10,000 口当たり20円)ですが、当期に分配した金額はありません。

組入資産の明細

親投資信託残高

(2011年1月20日現在)

項目	期首	期 首 当 期 末	
項 目 	口数	口数	評 価 額
	千口	千口	千円
UBS短期円金利プラス・マザーファンド	12,983,704	12,103,618	12,133,878

(注)口数・評価額の単位未満は切り捨て。

UBS短期円金利プラス・マザーファンド

当ファンドは、UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)が投資対象とする親投資信託で、信託財産の実質的な運用を行っております。

ご参考として、第2期決算日(2011年1月20日)の状況をご報告申し上げます。

当ファンドの仕組みは次の通りです。

運用方針	円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての 公社債を主たる投資対象とします。
投資制限	・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ・外貨建資産への投資は行いません。

* 資産、負債、元本及び基準価額の状況 *

(2011年1月20日現在)

1	<u> </u>
項目	当期末
(A) 資産	12,233,507,643円
コール・ローン等	6,334,609,445
公社債(評価額)	5,898,889,521
未収利息	8,677
(B) 負債	100,000,000
未払解約金	100,000,000
(C) 純資産総額(A - B)	12,133,507,643
元本	12,103,618,954
次期繰越損益金	29,888,689
(D) 受益権総口数	12,103,618,954□
1万口当たり基準価額(C/D)	10,025円
- 二十場ばっ	

[元本増減]	
期首元本額	12,983,704,236円
期中追加設定元本額	945,390,143円
期中一部解約元本額	1,825,475,425円
1 口当たり純資産額	1.0025円

[当マザーファンドの当期末における元本の内訳]

UBS短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)

12,103,618,954円

組入資産明細表(2011年1月20日現在) 公社債

債券種類別開示

国内(邦貨建)公社債

* 損益の状況 *

(自2010年1月21日 至2011年1月20日)

	(日2010年1万21日	<u> </u>
	項目	当 期
(A)	配当等収益	14,693,872円
	受取利息	14,693,872
(B)	有価証券売買損益	1,933,120
	売買益	2,484
	売買損	1,935,604
(C)	当期損益金(A+B)	12,760,752
(D)	前期繰越損益金	19,042,655
(E)	追加信託差損益金	1,609,857
(F)	解約差損益金	3,524,575
(G)	計 (C + D + E + F)	29,888,689
	次期繰越損益金(G)	29,888,689

- (注1)損益の状況の中で(B)有価証券売買損益は期末の評価換えによるものを含みます。
- (注2)損益の状況の中で(E)追加信託差損益金とあるのは、信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差し引いた差額分をいいます。
- (注3)損益の状況の中で(F)解約差損益金とあるのは、中途解約の際、元本から解約価額を差し引いた差額分をいいます。

	当期末							
	短声令短	評価額	4日 λ Lレゼ	うちBB格以下	残存期間別組入れ		1比率	
区分	額面金額	評 価 額	組入比率	組入比率	5 年以上	2年以上	2年未満	
	千円	千円	%	%	%	%	%	
国債証券	5,900,000	5,898,889	48.6	-	-	-	48.6	
合 計	5,900,000	5,898,889	48.6	-	-	-	48.6	

- (注1)組入比率は、純資産総額に対する評価額の割合。
- (注2)単位未満は切り捨て。
- (注3) 印は組み入れなし。
- (注4)評価については金融商品取引業者、価格情報会社等よりデータを入手しています。
- (注5)残存期間が1年以内の公社債は原則としてアキュムレーションまたはアモチゼーションにより評価しています。

個別銘柄開示

in the state of th					
		当	明 末		
銘 柄	利 率	額面金額	評 価 額	償還年月日	
(国債証券)	%	千円	千円		
第157回 国庫短期証券	-	5,900,000	5,898,889	2011/3/22	
合 計	-	5,900,000	5,898,889	-	

⁽注)額面・評価額の単位未満は切り捨て。

UBS (Lux) エマージング・エコノミーズ・ファンド - グローバル・ショート・ターム (USD) I-11.5-accクラス

当ファンドは、UBSニューエコノミー通貨・短期債券ファンドが投資対象とする外国投資信託証券です。 ご参考として、掲載されている当ファンドの貸借対照表、損益計算書および投資有価証券明細表は、2010年8月 31日現在の現地Annual Reportからの抜粋であり、現地の会計基準に基づいて作成され、監査を受けたものです。

当ファンドの仕組みは次の通りです。

運用方針	主としてエマージング諸国の短期債券、短期金融商品および通貨に投資を行い、インカム収入の最大化を目指します。
主な投資対象	エマージング諸国の短期債券、短期金融商品および通貨
管理報酬等	・申込手数料:なし ・解約手数料:なし ・受託報酬及び管理事務代行報酬:純資産総額に対して年率0.115%以内 ・信託財産留保額:なし 当ファンドに関しましては、設定もしくは解約時における基準価額の可変 調整が行われることがあります。当可変調整は設定・解約の投資行動に該 当する投資家にのみ適用されるため、既存の受益者は資金の流出入による 基準価額変動の影響を受けません。 ・その他費用:ファンドにかかる事務の処理等に関する費用(訴訟費用、法 律顧問への報酬、監査費用、監督当局への届出に関する費用(法定書面の印刷、翻訳費用、受益者への通知にかかる費用、上記に類するその他全ての費用)は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数 料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。
関係会社	管理会社:UBSエマージング・エコノミーズ・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ 投資運用会社:UBSグローバル・アセット・マネジメント(アメリカス)インク

234 567 622.31

貸借対照表 2010年8月31日 Statement of Net Assets (貸借項目仮訳) 米ドル Assets Investments in securities, cost 投資有価証券 - 取得原価 219 978 478.38 Investments in securities, unrealized appreciation 投資有価証券未実現評価(損)益 - 12 924 594.05 (depreciation) Total investments in securities 投資有価証券合計 207 053 884.33 Cash at banks, deposits on demand and deposit 銀行預金、要求払い預金および貯蓄預金 1 256 997.56 accounts Time deposits and fiduciary deposits 定期預金および信託預金 22 047 755.34 Receivable on securities sales 有価証券売却未収金 2 690 852.97 Receivable on subscriptions 未収申込金 2 451 275.70 Interest receivable on securities 有価証券に係る未収利息 2 119 236.71 Interest receivable on liquid assets 流動資産に係る未収利息 169.46 Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange 1 550 176.20 為替予約取引に係る未実現(損)益 Unrealized gain (loss) on swaps スワップ取引に係る未実現(損)益 - 34 189.68 Total Assets 資産合計 239 136 158.59 Liabilities 負債 Bank overdraft 当座貸越 - 16 930.94 Interest payable on bank overdraft 当座貸越に係る未払利息 - 1 107.81 - 4 421 458.60 Payable on securities purchases 証券購入に係る未払金 Payable on redemptions 未払解約金 - 16 788.89 Provisions for flat fee 定額費用に係る引当金 - 108 298.08 Provisions for taxe d'abonnement 年次税引当金 - 3 951.96 Total provisions 引当金合計 - 112 250.04 Total Liabilities 負債合計 - 4 568 536.28

当期末純資産

Net assets at the end of the financial year

Statement of Operations	損益計算書 (損益項目仮訳)	自 2009年9月1日 至 2010年8月31日 米ドル
Income Interest on liquid assets Interest on securities Interest received on swaps Income on securities lending Total income	収益 流動資産等に係る受取利息 有価証券に係る受取利息 スワップ取引に係る受取利息 貸付証券に係る収益 収益合計	3,438.02 4,504,069.79 303,652.84 78.17 4,811,238.82
Expenses Flat fee Taxe d'abonnement Interest on cash liquidity and bank overdraft Total expenses	費用 均一費用 年次税 当座貸越等に係る支払利息 費用合計	- 1,087,356.35 - 11,817.02 - 1,734.13 - 1,100,907.50
Net income (loss) on investments	投資純利益 (純損失)	3,710,331.32
Realized gain (loss) Realized gain (loss) on market-priced securities without options Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	実現(損)益 無オプション市場価格証券に係る実現(損)益 利回り評価有価証券および短期金融商品に係る (損)益	7,998,451.44 5実現 1,216,110.46
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	為替予約取引に係る実現(損)益	- 797,307.19
Realized gain (loss) on swaps Realized result on subscriptions/redemptions Total realized gain (loss) on investments Realized gain (loss) on foreign exchange Total realized gain (loss)	スワップ取引に係る実現(損)益 追加設定/一部解約に係る実現損益 投資実現(損)益合計 為替差(損)益 実現(損)益合計	120,494.47 1,347,732.18 9,885,481.36 - 180,608.40 9,704,872.96
Net realized gain (loss) of the financial year	当期実現純(損)益	13,415,204.28
Changes in unrealized appreciation (depreciation) Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	未実現評価(損)益の変動 無オプション市場価格証券に係る未実現評価(損))益 - 9,262,534.75
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	利回り評価有価証券および短期金融商品に係る未 価(損)益	実現評 5,853,377.30
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	為替予約取引に係る未実現評価(損)益	2,570,826.67
Unrealized appreciation (depreciation) on swaps	スワップ取引に係る未実現評価(損)益	- 238,920.52
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	未実現評価(損)益の変動合計	- 1,077,251.30
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	純資産の純増(減)額	12,337,952.98

2010年8月31日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

銘柄	株数/額面	米ドル建評価額 先物 / オプション / 為替予約取引に係る 未実現(損)益	純資産 比率 (%)
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および金融商品 ゼロ・クーポン・トレジャリービル			
<u> </u>			
BRL BRAZIL, FEDERAL REPUBLIC OF TB 0.00000% 03.10.08-01.01.11	5,300.00	2,918,649.36	1.24
ブラジルレアル合計	0,000.00	2,918,649.36	1.24
メキシコペソ		,,	_
MXN MEXICO, UNITED MEXICAN STATES OF TB 0.00000% 11.02.10-10.02.11	5,500,000.00	4,091,711.68	1.74
MXN MEXICO, UNITED MEXICAN STATES OF TB 0.00000% 03.06.10-02.06.11	11,900,000.00	8,723,242.09	3.73
MXN MEXICO, UNITED MEXICAN STATES OF TB 0.00000% 01.07.10-30.12.10	3,950,000.00	2,953,817.05	1.26
MXN MEXICO, UNITED MEXICAN STATES OF TB 0.00000% 15.07.10-13.01.11	7,100,000.00	5,300,980.25	2.26
メキシコペソ合計		21,069,751.07	8.99
ゼロ・クーポン・トレジャリービル合計		23,988,400.43	10.23
固定利付ノート			
ブラジルレアル		'	
BRL BRAZIL, FEDERAL REPUBLIC OF 10.00000% 05-01.01.12	10,500.00	5,888,374.32	2.51
BRL BRAZIL, FEDERATIVE REPUBLIC OF 10.00000% 07-01.01.11	10,000.00	5,682,001.60	2.42
ブラジルレアル合計		11,570,375.92	4.93
ロシアルーブル			
RUB RSHB_CAPITAL_SA_LPN_7.50000% 10-25.03.13	95,000,000.00	3,070,788.11	1.31
ロシアルーブル合計		3,070,788.11	1.31
米ドル 10D	44 470 000 00	4 000 004 00	0.00
USD DOMINICAN REPUBLIC-REG-S 9.50000% 05-27.09.11 USD EL SALVADOR. REPUBLIC OF-REG-S 8.50000% 01-25.07.11	14,170,000.00 1,310,000.00	4,830,291.20 1,378,775.00	2.06 0.59
USD MAJAPAHIT HOLDING NV-REG S 7.25000% 06-17.10.11	2,000,000.00	2,107,500.00	0.99
USD SRI LANKA, DEMOCRATIC REP OF-REG-S 8.25000% 07-24.10.12	4,350,000.00	4,692,562.50	2.00
************************************	4,550,000.00	13,009,128.70	5.55
固定利付ノート合計		27,650,292.73	11.79
MACION MAIL	-		
変動利付ノート			
米ドル USD COLOMBIA. REPUBLIC OF 3M LIBOR+180BP 05-16.11.15	11,690,000.00	11,923,800.00	5.08
USD VENEZUELA, REPUBLIC OF-REG-S 3M LIBOR+100BP 04-20.04.11	3,930,000.00	3,743,325.00	1.60
WENCECUELA, REPOBLIC OF-REG-3 SW LIBOR+100BF 04-20.04.11 米ドル合計	3,330,000.00	15,667,125.00	6.68
変動利付ノート合計		15,667,125.00	6.68
米第571717 1 日 日 日 日		13,007,123.00	0.00
固定利付ミディアム・ターム・ノート			

			XIIII
ナイジェリアナイラ NGN KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU 8.50000% 08-18.01.11	380,000,000.00	2,501,980.21	1.07
ナイジェリアナイラ合計	300,000,000.00	2,501,980.21	1.07
米ドル			
USD SOUTH AFRICA, REPUBLIC OF 7.37500% 02-25.04.12	7,700,000.00	8,412,250.00	3.58
米ドル合計	, ,	8,412,250.00	3.58
固定利付ミディアム・ターム・ノート合計		10,914,230.21	4.65
固定利付ボンド			
ハンガリーフォリント			
HUF HUNGARY, REPUBLIC OF 6.00000% 07-24.10.12	905,000,000.00	3,930,986.63	1.68
HUF HUNGARY, REPUBLIC OF 6.75000% 02-12.02.13	250.000.000.00	1,100,015,32	0.47
HUF HUNGARY, REPUBLIC OF 6,75000% 08-22.04.11	960,000,000,00	4.264.870.79	1.81
ハンガリーフォリント合計	,	9,295,872.74	3.96
韓国ウォン			
KRW KOREA, REPUBLIC OF 3.52000% 09-02.06.11	1,200,000,000.00	1,012,537.13	0.43
韓国ウォン合計		1,012,537.13	0.43
メキシコペソ			
MXN MEXICO, UNITED STATES OF 7.50000% 07-21.06.12	290,000.00	2,309,589.07	0.98
MXN MEXICO, UNITED STATES OF 9.00000% 03-20.12.12	29,000,000.00	2,387,072.82	1.02
メキシコペソ合計		4,696,661.89	2.00
ペルーヌエボソル			
PEN PERU, REPUBLIC OF 12.25000% 04-10.08.11	5,705,000.00	2,217,463.65	0.95
ペルーヌエボソル合計		2,217,463.65	0.95
ポーランドズロチ			
PLN POLAND, REPUBLIC OF 4.25000% 06-24.05.11	13,850,000.00	4,410,524.06	1.88
PLN POLAND, REPUBLIC OF 4.75000% 06-25.04.12	72,200,000.00	23,022,512.16	9.79
ポーランドズロチ合計		27,433,036.22	11.67

トルコリラ TRY TURKEY, REPUBLIC OF 14.00000% 06-19.01.11 トルコリラ合計	3,200,000.00	2,153,060.61 2,153,060.61	0.92 0.92
米ドル USD ARGENTINA, REPUBLIC OF 7.00000% 06-28.03.11 USD UKRAINE, GOVERNMENT OF-REG-S 6.87500% 04-04.03.11 米ドル合計	3,000,000.00 2,200,000.00	3,102,000.00 2,211,000.00 5,313,000.00	1.33 0.94 2.27
固定利付ポンド合計		52,121,632.24	22.20
ゼロ・クーポン・ボンド トルコリラ			
TRY TURKEY, REPUBLIC OF 0.00000% 10-25.04.12 トルコリラ合計 米ドル	4,500,000.00	2,596,035.19 2,596,035.19	1.11 1.11
USD PETROLWOS DE VENEZUELA SA 0.00000% 09-10.07.11 米ドル合計	5,950,000.00	5,384,750.00 5,384,750.00	2.29 2.29
ゼロ・クーボン・ボンド合計		7,980,785.19	3.40
変動利付ポンド トルコリラ TRY TURKEY, REPUBLIC OF 10.000%/CPI LINKED 07-15.02.12 トルコリラ合計	20,900,000.00	20,124,112.21	8.58 8.58
米ドル USD ARGENTINA, REPUBLIC OF 6M LIBOR 02-03.08.12	45,730,000.00	10,334,980.00	4.41
米ドル合計 変動利付ポンド合計		10,334,980.00	4.41 12.99
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および金融商品合計		168,781,558.01	71.94
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券 ゼロ・クーポン・トレジャリービル			
エジプトポンド EGP EGYPT, REPUBLIC OF TB 0.00000% 08.06.10-07.06.11	8,500,000.00	1,381,037.42	0.59
EGP EGYPT, REPUBLIC OF TB 0.00000% 10.08.10-09.08.11 EGP EGYPT, REPUBLIC OF TB 0.00000% 22.06.10-21.06.11 エジプトポンド合計	8,000,000.00 16,500,000.00	1,278,287.83 2,660,404.26 5,319,729.51	0.54 1.14 2.27
エラファルフドロョンシンガポールドル SGD SINGAPORE , REPUBLIC OF TB 0.00000% 03.05.10-03.05.11	7,400,000.00	5,451,985.28	2.32
ジンガポールドル合計 ゼロ・ケーポン・トレジャリービル合計	7,400,000.00	5,451,985.28	2.32
固定利付ポンド	,	,	
ロシアルーブル RUB ROSSELKHOZBANK 7.85000% 06-16.02.11	50,000,000.00	1,642,437.13	0.70
RUB RUSSIAN RAILWAYS 8.50000% 08-06.07.11 ロシアルーブル合計	125,000,000.00	4,166,395.94 5,808,833.07	1.78 2.48
固定利付ポンド合計		5,808,833.07	2.48
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券合計		16,580,547.86	7.07
公認の証券取引所に上場されておらず、また他の規制ある市場でも取引されていない固定利付譲渡性預金(ユーロ市場)	1譲渡性のある有価証券および金融	商品	
米ドル USD CORNHILL FENICIAPAR-DEF ECD 8.82500% 14.08.97-14.08.98	875,448.00	0.09	0.00
米ドル合計 固定利付譲渡性預金(ユーロ市場)合計			
譲渡性預金ゼロ・クーポン(ユーロ市場)		0.09	0.00
	,		
米ドル USD SHARP DO BRAZIL SA-DEF ECD DEFAULT 0.000% 16.06.99-08.11.99	3,847,752.00		0.00
**ドル	3,847,752.00	0.09	0.00
米ドル USD SHARP DO BRAZIL SA-DEF ECD DEFAULT 0.000% 16.06.99-08.11.99 米ドル合計	3,847,752.00	0.09 38.48 38.48	0.00
米ドル USD SHARP DO BRAZIL SA-DEF ECD DEFAULT 0.000% 16.06.99-08.11.99 米ドル合計 譲渡性預金ゼロ・クーポン(ユーロ市場)合計 その他市場性金融商品ゼロ・クーポン	3,847,752.00 5,000,000.00 2,500,000.00	0.09 38.48 38.48	0.00
米ドル USD SHARP DO BRAZIL SA-DEF ECD DEFAULT 0.000% 16.06.99-08.11.99 米ドル合計 譲渡性預金ゼロ・クーポン(ユーロ市場)合計 その他市場性金融商品ゼロ・クーポン 米ドル USD GRUPO ACERERO DEL NORTE-DEF OC 0.00000% 18.07.97-08.02.99	5,000,000.00	38.48 38.48 38.48 50.00	0.00 0.00 0.00 0.00
米ドル USD SHARP DO BRAZIL SA-DEF ECD DEFAULT 0.000% 16.06.99-08.11.99 米ドル合計 譲渡性預金ゼロ・クーポン(ユーロ市場)合計 その他市場性金融商品ゼロ・クーポン 米ドル USD GRUPO ACERERO DEL NORTE-DEF OC 0.00000% 18.07.97-08.02.99 USD GRUPO ACERERO DEL NORTE-DEF OC 0.00000% 06.10.97-28.01.99 米ドル合計 その他市場性金融商品ゼロ・クーポン合計	5,000,000.00	0.09 38.48 38.48 38.48 50.00 25.00 75.00	0.00 0.00 0.00 0.00
米ドル USD SHARP DO BRAZIL SA-DEF ECD DEFAULT 0.000% 16.06.99-08.11.99 米ドル合計 譲渡性預金ゼロ・クーポン(ユーロ市場)合計 その他市場性金融商品ゼロ・クーポン 米ドル USD GRUPO ACERERO DEL NORTE-DEF OC 0.00000% 18.07.97-08.02.99 USD GRUPO ACERERO DEL NORTE-DEF OC 0.00000% 06.10.97-28.01.99 米ドル合計 その他市場性金融商品ゼロ・クーポン合計 ゼロ・クーポン・トレジャリービル チェココロナ CZK CZECH REPUBLIC, TB 0.00000% 27.08.10-26.08.11 チェココロナ合計	5,000,000.00	0.09 38.48 38.48 38.48 50.00 25.00 75.00	0.00 0.00 0.00 0.00
米ドル USD SHARP DO BRAZIL SA-DEF ECD DEFAULT 0.000% 16.06.99-08.11.99 米ドル合計 譲渡性預金ゼロ・クーポン(ユーロ市場)合計 その他市場性金融商品ゼロ・クーポン 米ドル USD GRUPO ACERERO DEL NORTE-DEF OC 0.00000% 18.07.97-08.02.99 USD GRUPO ACERERO DEL NORTE-DEF OC 0.00000% 06.10.97-28.01.99 米ドル合計 その他市場性金融商品ゼロ・クーポン合計 ゼロ・クーポン・トレジャリービル チェココロナ CZK CZECH REPUBLIC, TB 0.00000% 27.08.10-26.08.11 チェココロナ合計 マレーシアリンギット MYR MALAYSIA, GOVERNMENT TB 0.00000% 15.07.10-10.02.11	5,000,000.00 2,500,000.00	38.48 38.48 38.48 50.00 25.00 75.00 75.00 10,133,154.35 10,133,154.35	0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.0
米ドル USD SHARP DO BRAZIL SA-DEF ECD DEFAULT 0.000% 16.06.99-08.11.99 米ドル合計 譲渡性預金ゼロ・クーボン(ユーロ市場)合計 その他市場性金融商品ゼロ・クーボン 米ドル USD GRUPO ACERERO DEL NORTE-DEF OC 0.00000% 18.07.97-08.02.99 USD GRUPO ACERERO DEL NORTE-DEF OC 0.00000% 06.10.97-28.01.99 米ドル合計 その他市場性金融商品ゼロ・クーボン合計 ゼロ・クーボン・トレジャリービル チェココロナ CZK CZECH REPUBLIC, TB 0.00000% 27.08.10-26.08.11 チェココロナ合計 マレーシアリンギット	5,000,000.00 2,500,000.00 200,000,000.00	0.09 38.48 38.48 38.48 50.00 25.00 75.00 75.00 10,133,154.35 10,133,154.35	0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 4.32 4.32
米ドル USD SHARP DO BRAZIL SA-DEF ECD DEFAULT 0.000% 16.06.99-08.11.99 米ドル合計 譲渡性預金ゼロ・クーポン(ユーロ市場)合計 その他市場性金融商品ゼロ・クーポン 米ドル USD GRUPO ACERERO DEL NORTE-DEF OC 0.00000% 18.07.97-08.02.99 USD GRUPO ACERERO DEL NORTE-DEF OC 0.00000% 06.10.97-28.01.99 米ドル合計 その他市場性金融商品ゼロ・クーポン合計 ゼロ・クーボン・トレジャリービル チェココロナ CZK CZECH REPUBLIC, TB 0.00000% 27.08.10-26.08.11 チェココロナ合計 マレーシアリンギット MYR MALAYSIA, GOVERNMENT TB 0.00000% 15.07.10-10.02.11 マレーシアリンギット合計	5,000,000.00 2,500,000.00 200,000,000.00	38.48 38.48 38.48 38.48 50.00 25.00 75.00 75.00 10,133,154.35 10,133,154.35	0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.0
米ドル USD SHARP DO BRAZIL SA-DEF ECD DEFAULT 0.000% 16.06.99-08.11.99 米ドル合計 譲渡性預金ゼロ・クーポン(ユーロ市場)合計 その他市場性金融商品ゼロ・クーポン 米ドル USD GRUPO ACERERO DEL NORTE-DEF OC 0.00000% 18.07.97-08.02.99 USD GRUPO ACERERO DEL NORTE-DEF OC 0.00000% 06.10.97-28.01.99 米ドル合計 その他市場性金融商品ゼロ・クーポン合計 ゼロ・クーポン・トレジャリービル チェココロナ CZK CZECH REPUBLIC, TB 0.00000% 27.08.10-26.08.11 チェココロナ CZK CZECH REPUBLIC, TB 0.00000% 15.07.10-10.02.11 マレーシアリンギット MYR MALAYSIA, GOVERNMENT TB 0.00000% 15.07.10-10.02.11 マレーシアリンギット合計 ゼロ・クーボン・トレジャリービル合計 ゼロ・クーボン・トレジャリービル合計 ゼロ・クーボン・クレジット・リンクド・ノート 米ドル USD CITIGROUP/GHANA, REPUBLIC OF-REG-S CLN 0.00000% 10-14.03.13 USD CITIGROUP/GHANA, REPUBLIC OF-REG-S CLN 0.00000% 10-14.03.13	5,000,000.00 2,500,000.00 200,000,000.00 5,200,000.00 1,100,000.00 1,500,000.00	38.48 38.48 38.48 38.48 50.00 25.00 75.00 75.00 75.00 10,133,154.35 10,133,154.35 1,636,089.16 1,636,089.16 11,769,243.51	0.00 0.00
米ドル USD SHARP DO BRAZIL SA-DEF ECD DEFAULT 0.000% 16.06.99-08.11.99 米ドル合計 譲渡性預金ゼロ・クーボン(ユーロ市場)合計 その他市場性金融商品ゼロ・クーボン 米ドル USD GRUPO ACERERO DEL NORTE-DEF OC 0.00000% 18.07.97-08.02.99 USD GRUPO ACERERO DEL NORTE-DEF OC 0.00000% 06.10.97-28.01.99 米ドル合計 その他市場性金融商品ゼロ・クーボン合計 ゼロ・クーボン・トレジャリービル チェココロナ CZK CZECH REPUBLIC, TB 0.00000% 27.08.10-26.08.11 チェココロナ合計 マレーシアリンギット MYR MALAYSIA, GOVERNMENT TB 0.00000% 15.07.10-10.02.11 マレーシアリンギット合計 ゼロ・クーボン・トレジャリービル合計 ゼロ・クーボン・トレジャリービル合計 ゼロ・クーボン・クレジット・リンクド・ノート 米ドル USD CITIGROUP/GHANA, REPUBLIC OF-REG-S CLN 0.00000% 10-14.03.13 USD LSEC/SRI LANKA CLN 0.00000% 25.08.10-19.08.11 米ドル合計	5,000,000.00 2,500,000.00 200,000,000.00 5,200,000.00	38.48 38.48 38.48 38.48 50.00 25.00 75.00 75.00 10,133,154.35 10,133,154.35 1,636,089.16 1,636,089.16 11,769,243.51 1,088,560.00 1,484,400.00 1,103,118.29 3,676,078.29	0.00 0.00
米ドル USD SHARP DO BRAZIL SA-DEF ECD DEFAULT 0.000% 16.06.99-08.11.99 米ドル合計 譲渡性預金ゼロ・クーポン(ユーロ市場)合計 その他市場性金融商品ゼロ・クーポン 米ドル USD GRUPO ACERERO DEL NORTE-DEF OC 0.00000% 18.07.97-08.02.99 USD GRUPO ACERERO DEL NORTE-DEF OC 0.00000% 06.10.97-28.01.99 米ドル合計 その他市場性金融商品ゼロ・クーポン合計 ゼロ・クーポン・トレジャリービル チェココロナ CZK CZECH REPUBLIC, TB 0.00000% 27.08.10-26.08.11 チェココロナ合計 マレーシアリンギット MYR MALAYSIA, GOVERNMENT TB 0.00000% 15.07.10-10.02.11 マレーシアリンギット合計 ゼロ・クーポン・トレジャリービル合計 ゼロ・クーボン・トレジャリービル合計 ゼロ・クーボン・クレジット・リンクド・ノート 米ドル USD CITIGROUP/GHANA, REPUBLIC OF-REG-S CLN 0.00000% 10-14.03.13 USD CITIGROUP/GHANA, REPUBLIC OF-REG-S CLN 0.00000% 10-14.03.13 USD HSBC/SRI LANKA CLN 0.00000% 25.08.10-19.08.11 ゼロ・クーボン・クレジット・リンクド・ノート合計	5,000,000.00 2,500,000.00 200,000,000.00 5,200,000.00 1,100,000.00 1,500,000.00	38.48 38.48 38.48 38.48 50.00 25.00 75.00 75.00 75.00 10,133,154.35 1,636,089.16 1,636,089.16 11,769,243.51	0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.0
米ドル USD SHARP DO BRAZIL SA-DEF ECD DEFAULT 0.000% 16.06.99-08.11.99 米ドル合計 譲渡性預金ゼロ・クーボン(ユーロ市場)合計 その他市場性金融商品ゼロ・クーボン 米ドル USD GRUPO ACERERO DEL NORTE-DEF OC 0.00000% 18.07.97-08.02.99 USD GRUPO ACERERO DEL NORTE-DEF OC 0.00000% 06.10.97-28.01.99 米ドル合計 その他市場性金融商品ゼロ・クーボン合計 ゼロ・クーボン・トレジャリービル チェココロナ 会計 マレーシアリンギット MYR MALAYSIA, GOVERNMENT TB 0.00000% 15.07.10-10.02.11 マレーシアリンギット合計 ゼロ・クーボン・トレジャリービル合計 ゼロ・クーボン・トレジャリービル合計 ゼロ・クーボン・トレジャリービル合計 ゼロ・クーボン・トレジャリービルの合計 ゼロ・クーボン・トレジャリービル合計 ゼロ・クーボン・クレジット・リンクド・ノート 米ドル USD CITIGROUP/GHANA, REPUBLIC OF-REG-S CLN 0.00000% 10-14.03.13 USD LSEC/SRI LANKA CLN 0.00000% 25.08.10-19.08.11 米ドル合計 ゼロ・クーボン・クレジット・リンクド・ノート合計 ゼロ・クーボン・クレジット・リンクド・ノート合計	5,000,000.00 2,500,000.00 200,000,000.00 5,200,000.00 1,100,000.00 1,500,000.00 1,198,130.00	38.48 38.48 38.48 38.48 50.00 25.00 75.00 75.00 10,133,154.35 10,133,154.35 1,636,089.16 1,636,089.16 11,769,243.51 1,088,560.00 1,484,400.00 1,103,118.29 3,676,078.29 3,676,078.29	0.00 0.00
ボドル USD SHARP DO BRAZIL SA-DEF ECD DEFAULT 0.000% 16.06.99-08.11.99 ※ドル合計 譲渡性預金ゼロ・クーボン(ユーロ市場)合計 その他市場性金融商品ゼロ・クーボン ※ドル USD GRUPO ACERERO DEL NORTE-DEF OC 0.00000% 18.07.97-08.02.99 USD GRUPO ACERERO DEL NORTE-DEF OC 0.00000% 06.10.97-28.01.99 ※ドル合計 その他市場性金融商品ゼロ・クーボン合計 ゼロ・クーボン・トレジャリービル チェココロナ CZK CZECH REPUBLIC, TB 0.00000% 27.08.10-26.08.11 チェココロナ合計 マレーシアリンギット MYR MALAYSIA, GOVERNMENT TB 0.00000% 15.07.10-10.02.11 マレーシアリンギット合計 ゼロ・クーボン・トレジャリービル合計 ゼロ・クーボン・トレジャリービル合計 ゼロ・クーボン・トレジャリービル合計 ゼロ・クーボン・クレジット・リンクド・ノート ※ドル USD CITIGROUP/GHANA, REPUBLIC OF-REG-S CLN 0.00000% 10-14.03.13 USD CITIGROUP/GHANA, REPUBLIC OF-REG-S CLN 0.00000% 10-14.03.13 USD HSBC/SRI LANKA CLN 0.00000% 25.08.10-19.08.11 ※ドル合計 ゼロ・クーボン・プレジット・リンクド・ノート合計 ゼロ・クーボン・ディスカウンティド・ノート マレーシアリンギット MYR BK REGARA MONETARY DN 0.00000% 24.06.10-20.01.11 マレーシアリンギット合計	5,000,000.00 2,500,000.00 200,000,000.00 5,200,000.00 1,100,000.00 1,500,000.00	38.48 38.48 38.48 38.48 50.00 25.00 75.00 75.00 75.00 10,133,154.35 10,133,154.35 1,636,089.16 1,636,089.16 11,769,243.51 1,088,560.00 1,484,400.00 1,103,118.29 3,676,078.29 630,409.64 630,409.64 630,409.64	0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 1.57 0.64 0.64 0.64 0.64 0.67 1.57 1.57
米ドル USD SHARP DO BRAZIL SA-DEF ECD DEFAULT 0.000% 16.06.99-08.11.99 米ドル合計 譲渡性預金ゼロ・クーポン(ユーロ市場)合計 その他市場性金融商品ゼロ・クーポン 米ドル USD GRUPO ACERERO DEL NORTE-DEF OC 0.00000% 18.07.97-08.02.99 USD GRUPO ACERERO DEL NORTE-DEF OC 0.00000% 06.10.97-28.01.99 米ドル合計 その他市場性金融商品ゼロ・クーポン合計 ゼロ・クーポン・トレジャリービル チェココロナ 会話 マレーシアリンギット MYR MALAYSIA, GOVERNMENT TB 0.00000% 15.07.10-10.02.11 マレーシアリンギット合計 ゼロ・クーポン・トレジャリービル合計 ゼロ・クーポン・トレジャリービル合計 ゼロ・クーポン・トレジャリービル合計 ゼロ・クーポン・トレジャトの計画 ボアレージアリンギット MYR MALAYSIA, GOVERNMENT TB 0.00000% 15.07.10-10.02.11 マレーシアリンギット合計 ゼロ・クーポン・クレジット・リンクド・ノート 米ドル USD CITIGROUP/GHANA, REPUBLIC OF-REG-S CLN 0.00000% 10-14.03.13 USD USBC/SRI LANKA CLN 0.00000% 25.08.10-19.08.11 米ドル合計 ゼロ・クーボン・グレジット・リンクド・ノート合計 ゼロ・クーボン・ディスカウンティド・ノート マレーシアリンギット MYR BK NEGARA MONETARY DN 0.00000% 24.06.10-20.01.11 マレーシアリンギット合計 ゼロ・クーボン・ディスカウンティド・ノート合計	5,000,000.00 2,500,000.00 200,000,000.00 5,200,000.00 1,100,000.00 1,500,000.00 1,198,130.00	38.48 38.48 38.48 38.48 38.48 50.00 25.00 75.00 75.00 10,133,154.35 10,133,154.35 1,636,089.16 1,636,089.16 11,769,243.51 1,088,560.00 1,484,400.00 1,103,118.29 3,676,078.29 3,676,078.29 630,409.64	0.00 0.00
米ドル USD SHARP DO BRAZIL SA-DEF ECD DEFAULT 0.000% 16.06.99-08.11.99 米ドル合計 譲渡性預金ゼロ・クーポン(ユーロ市場)合計 その他市場性金融商品ゼロ・クーポン 米ドル USD GRUPO ACERERO DEL NORTE-DEF OC 0.00000% 18.07.97-08.02.99 USD GRUPO ACERERO DEL NORTE-DEF OC 0.00000% 06.10.97-28.01.99 米ドル合計 その他市場性金融商品ゼロ・クーポン合計 ゼロ・クーポン・トレジャリービル チェココロナ CZK CZECH REPUBLIC, TB 0.00000% 27.08.10-26.08.11 チェココロナ合計 マレーシアリンギット MYR MALAYSIA, GOVERNMENT TB 0.00000% 15.07.10-10.02.11 マレーシアリンギット合計 ゼロ・クーボン・トレジャリービル合計 ゼロ・クーボン・トレジャリービル合計 ゼロ・クーボン・クレジット・リンクド・ノート 米ドル USD CITIGROUP/GHANA, REPUBLIC OF-REG-S CLN 0.00000% 10-14.03.13 USD CITIGROUP/GHANA, REPUBLIC OF-REG-S CLN 0.00000% 10-14.03.13 USD HSBC/SRI LANKA CLN 0.00000% 25.08.10-19.08.11 米ドル合計 ゼロ・クーボン・プレジット・リンクド・ノート合計 ゼロ・クーボン・ディスカウンティド・ノート MYR BK NEGARA MONETARY DN 0.00000% 24.06.10-20.01.11 マレーシアリンギット合計 ゼロ・クーボン・ディスカウンティド・ノート合計 固定利付ノート	5,000,000.00 2,500,000.00 200,000,000.00 5,200,000.00 1,100,000.00 1,198,130.00	38.48 38.48 38.48 38.48 38.48 50.00 25.00 75.00 75.00 75.00 10,133,154.35 10,133,154.35 1,636,089.16 1,636,089.16 11,769,243.51 1,088,560.00 1,484,400.00 1,103,118.29 3,676,078.29 3,676,078.29 630,409.64 630,409.64 630,409.64	0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.0
米ドル USD SHARP DO BRAZIL SA-DEF ECD DEFAULT 0.000% 16.06.99-08.11.99 米ドル合計 譲渡性預金ゼロ・クーポン(ユーロ市場)合計 その他市場性金融商品ゼロ・クーポン 米ドル USD GRUPO ACERERO DEL NORTE-DEF OC 0.00000% 18.07.97-08.02.99 USD GRUPO ACERERO DEL NORTE-DEF OC 0.00000% 06.10.97-28.01.99 米ドル合計 その他市場性金融商品ゼロ・クーポン合計 ゼロ・クーポン・トレジャリービル チェココロナ 会計 マレーシアリンギット MYR MALAYSIA, GOVERNMENT TB 0.00000% 15.07.10-10.02.11 マレーシアリンギット合計 ゼロ・クーポン・トレジャリービル合計 ゼロ・クーポン・トレジャリービル合計 ゼロ・クーポン・トレジャリービルの計 ゼロ・クーポン・クレジット・リンクド・ノート 米ドル USD CITIGROUP/GHANA, REPUBLIC OF-REG-S CLN 0.00000% 10-14.03.13 USD HSBC/SRI LANKA CLN 0.00000% 25.08.10-19.08.11 米ドル合計 ゼロ・クーポン・クレジット・リンクド・ノート合計 ゼロ・クーポン・プィスカウンティド・ノート合計 ゼロ・クーポン・ディスカウンティド・ノート マレーシアリンギット合計 ゼロ・クーポン・ディスカウンティド・ノート マレーシアリンギット合計	5,000,000.00 2,500,000.00 200,000,000.00 5,200,000.00 1,100,000.00 1,500,000.00 1,198,130.00	38.48 38.48 38.48 38.48 50.00 25.00 75.00 75.00 75.00 10,133,154.35 10,133,154.35 1,636,089.16 1,636,089.16 11,769,243.51 1,088,560.00 1,484,400.00 1,103,118.29 3,676,078.29 3,676,078.29	0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 1.57 0.64 0.64 0.64 0.64 0.67 1.57 1.57

亦動手	I/→ / L				有価証券届出書	(内国投資
	l付ノート 『ルレアル					
BRL BRL	UNION NATIONAL FIDC TR 2006 UNION NATIONAL FIDC TR 2006			125.00 75.00	7,763.19 4,657.91	0.00
BRL	UNION NATIONAL FIDC TR 2006			98.00	6,086.34	0.01
	『ルレアル合計 付ノート合計				18,507.44 18,507.44	0.01
					10,001.11	0.0.
<u>固定利</u> 米ドル	<u> 付ミディアム・ターム・ノート</u> ,					
USD	INDUSTRIAS UNIDAS SA DE CV [*]	DEFAULT 9.75000% 0	7-26.03.10	950,000.00	95,000.00	0.04
米ドル	<u>/合計</u> 付ミディアム・ターム・ノート	수計			95,000.00 95,000.00	0.04
四上八	11112717A-9-A-7-1	日前			95,000.00	0.04
変動利米ドル	付ミディアム・ターム・ノート					
ホトル USD	CONSTRAN SA CONSTRUCOES-DEF	FLR 98-26.08.03		6,234,150.00	62,341.50	0.03
米ドル		م فا			62,341.50 62,341.50	0.03
安勤利	付ミディアム・ターム・ノート	二百 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日			62,341.50	0.03
	付ボンド					
PEN	・ヌエボソル PERU, REPUBLIC OF-REG-S 12.	25000% 04-10.08.11		12,700,000.00	4,936,334.51	2.10
	· ヌエボソル合計 付ボンド合計				4,936,334.51	2.10
白上人	リゾルントロミ				4,936,334.51	2.10
公認の	証券取引所に上場されておらず	また他の規制ある市	場でも取引されていない譲渡性の)ある有価証券および金融商品合計	21,691,778.46	9.25
投資有	i価証券合計				207,053,884.33	88.26
<u> </u>	ı»− . → → □				'	
	バティブ商品 の証券取引所に上場されてま	らず また他の規約	制ある市場でも取引されてい)ないデリバティブ商品		
金利に	係るスワップ及びフォワード・	スワップ		- Court of the cou		
CLP	CS/INTEREST RATE SWAP PAYER CS/INTEREST RATE SWAP REC 4			- 2,000,000,000.00	- 5,876.83	0.00
	係るスワップ及びフォワード・				- 5,876.83	0.00
クレジ	[;] ット・デフォルト・スワップ					
USD	CS/ARGENT CDS PAYER DEFAULT					
USD USD	CS/ARGENT CDS REC 5.00000% CS/ROMANIA CDS PAYER DEFAUL			- 1,500,000.00	7,307.20	0.00
USD	CS/ROMANIA CDS REC 1.00000%	10-20.09.11		- 1,600,000.00	- 34,690.38	- 0.01
USD USD	CS/KAZAKS CDS PAYER DEFAULT CS/KAZAKS CDS REC 1.00000%			- 3,000,000.00	- 929.67	0.00
<u>クレジ</u>	<u>゙ット・デフォルト・スワップ合</u>				- 28,312.85	- 0.01
公認の	証券取引所に上場されておらず	また他の規制ある市	場でも取引されていないデリバテ	ティブ商品合計	- 34,189.68	- 0.01
					24 400 00	0.04
ナリハ	『ティブ商品合計				- 34,189.68	- 0.01
	予約取引					
為質力 SGD	<u>約取引(購入/売却)</u> 13,300,000.00	USD	9,369,496.30	7.9.2010	448,238.45	0.19
ZAR	30,000,000.00	USD	3,723,470.27	7.9.2010	341,856.42	0.15
COP CZK	2,000,000,000.00 72,500,000.00	USD USD	998,502.25 3,473,885.96	7.9.2010 7.9.2010	96,622.02 247,049.60	0.04 0.11
CLP	600,000,000.00	USD	1,097,694.84	7.9.2010	95,973.50	0.04
RUB BRL	40,000,000.00 2,400,000.00	USD USD	1,257,466.21 1,248,699.27	7.9.2010 8.9.2010	41,788.08 118,354.08	0.02 0.05
MYR	9,500,000.00	USD	2,814,814.81	7.9.2010	211,811.48	0.03
CZK	72,500,000.00	USD	3,473,885.96	7.9.2010	247,049.60	0.11
HKD PHP	73,000,000.00 170,000,000.00	USD USD	9,374,237.54 3,542,404.67	7.9.2010 7.9.2010	10,715.18 204,172.87	0.00 0.09
CNY	9,400,000.00	USD	1,376,281.11	7.9.2010	9,335.06	0.00
I DR I NR	27,000,000,000.00 130,000,000.00	USD USD	2,787,816.21 2,697,095.44	7.9.2010 7.9.2010	199,005.89 65,452.28	0.08 0.03
MXN	72,000,000.00	USD	5,395,076.99	7.9.2010	73,716.89	0.03
TWD	61,000,000.00	USD	1,900,903.71	7.9.2010	3,312.34	0.00
USD TRY	11,150,259.07 500,000.00	BRL USD	21,520,000.00 311,565.30	8.9.2010 7.9.2010	- 1,107,651.40 16,575.16	- 0.46 0.01
PLN	700,000.00	USD	207,192.54	7.9.2010	15,187.81	0.01
RON HUF	5,000,000.00 45,000,000.00	USD USD	1,437,607.82 197,040.02	7.9.2010 7.9.2010	51,841.93 1,961.90	0.02 0.00
ILS	12,500,000.00	USD	3,248,440.75	7.9.2010	33,473.50	0.01
BRL KRW	4,000,000.00 2,517,490,000.00	USD USD	2,161,344.36 2,088,128.93	8.9.2010 7.9.2010	117,080.00 10,945.02	0.05 0.00
KRW	740,440,000.00	USD	614,345.57	7.9.2010	3,030.59	0.00
USD	515,531.04	MXN	6,730,000.00	7.9.2010	4,350.58	0.00
HUF PEN	508,180,000.00 350,000.00	USD USD	2,240,850.16 122,570.48	7.9.2010 7.9.2010	6,456.52 2,523.61	0.00
USD	960,049.55	TRY	1,550,000.00	7.9.2010	- 57,185.79	- 0.02
PHP ZAR	26,000,000.00 7,700,000.00	USD USD	553,073.81 979,519.15	7.9.2010 7.9.2010	19,932.31 63,915.00	0.01 0.03
IDR	12,714,000,000.00	USD	1,349,681.53	7.9.2010	56,780.28	0.02
CZK KZT	29,000,000.00 147,650,000.00	USD USD	1,346,957.73 1,000,000.00	7.9.2010 7.6.2011	141,415.95 - 70,430.63	0.06 - 0.03
INR	41,000,000.00	USD	862,794.61	7.9.2010	8,470.60	0.00
MYR USD	2,650,000.00 1,185,895.60	USD PLN	802,422.41 4,130,000.00	7.9.2010 7.9.2010	41,847.25 - 126,147.97	0.02 - 0.05
HUF	203,000,000.00	USD	850,974.64	7.9.2010	46,744.61	0.02
RON	2,864,800.00	USD	800,000.00	7.9.2010	53,394.83	0.02
HKD USD	18,710,040.00 221,843.44	USD HUF	2,400,000.00 52,060,000.00	7.9.2010 7.9.2010	5,381.35 - 8,379.58	0.00 0.00
USD	221,862.35	HUF	52,060,000.00	7.9.2010	- 8,360.67	0.00
USD USD	172,463.89 222,383.60	HUF HUF	40,360,000.00 52,060,000.00	7.9.2010 7.9.2010	- 6,018.66 - 7,839.43	0.00
ZAR	2,800,000.00	USD	358,056.27	7.9.2010	21,374.36	0.01
ILS BRL	2,350,000.00 900,000.00	USD USD	610,310.35 488,069.41	7.9.2010 8.9.2010	6,689.52 24,576.12	0.00 0.01
PEN	900,000.00	USD	315,623.36	7.9.2010	6,047.17	0.00
CZK BRL	12,000,000.00 1,000,000.00	USD USD	565,504.24 540,394.49	7.9.2010 8.9.2010	50,374.63 29,211.61	0.02 0.01
HKD	6,500,000.00	USD	834,831.75	7.9.2010	814.72	0.00

					有伽証秀届出書	
KRW	750,000,000.00	USD	601,443.46	7.9.2010	23,903.53	0.01
CLP CLP	200,000,000.00 407,000,000.00	USD	372,439.48 767,794.15	7.9.2010 7.9.2010	25,450.06 41,911.17	0.01 0.02
BRL	4,000,000.00	USD	2,222,839.68	8.9.2010	55,586.31	0.02
IDR	6,000,000,000.00	USD	655,021.83	7.9.2010	8,716.86	0.00
USD ILS	1,276,324.19 2,000,000.00	RUB USD	40,000,000.00 515,463.92	7.9.2010 7.9.2010	- 22,930.34 9,642.30	- 0.01 0.00
RUB	10,000,000.00	USD	320,718.41	7.9.2010	4,095.24	0.00
COP	1,200,000,000.00	USD	628,370.95	7.9.2010	28,703.99	0.01
IDR	4,000,000,000.00	USD	436,919.72	7.9.2010	5,572.74	0.00
MYR	3,000,000.00	USD	927,930.71	7.9.2010	27,846.51	0.01
ZAR INR	6,000,000.00 40,000,000.00	USD	785,032.06 855,981.17	7.9.2010 7.9.2010	28,033.80 - 5,966.15	0.01 0.00
CLP	150,000,000.00	USD	279,199.63	7.9.2010	19,217.51	0.01
KRW	700,000,000.00	USD	580,912.86	7.9.2010	2,744.58	0.00
CZK	26,000,000.00	USD	1,241,346.38	7.9.2010	93,058.04	0.04
PHP TWD	45,000,000.00 20,000,000.00	USD	964,630.23 627,746.39	7.9.2010 7.9.2010	27,111.23 - 3,413.20	0.01 0.00
RON	1,000,000.00	USD	278,318.95	7.9.2010	19,570.89	0.00
RUB	50,000,000.00	USD	1,592,356.69	7.9.2010	31,711.43	0.01
USD	1,149,425.29	PEN	3,250,000.00	7.9.2010	- 12,162.84	- 0.01
USD CZK	1,476,416.19	MXN	19,000,000.00	7.9.2010	33,261.58	0.01
BRL	42,500,000.00 1,600,000.00	USD USD	2,106,671.95 897,615.71	7.9.2010 8.9.2010	74,567.04 13,754.91	0.03 0.01
ZAR	7,800,000.00	USD	1,013,810.70	7.9.2010	43,174.82	0.02
RON	3,500,000.00	USD	1,037,344.40	7.9.2010	5,270.82	0.00
TRY	1,000,000.00	USD	639,672.49	7.9.2010	16,608.64	0.01
PLN RUB	4,100,000.00 20,000,000.00	USD USD	1,279,551.40 651,041.67	7.9.2010 7.9.2010	22,962.90 - 1,414.25	0.01 0.00
USD	2,711,634.84	EUR	2,130,000.00	21.10.2010	5,965.34	0.00
HKD	12,500,000.00	USD	1,608,935.90	7.9.2010	- 1,923.40	0.00
CLP	280,000,000.00	USD	526,513.73	7.9.2010	30,531.68	0.01
KRW HKD	880,000,000.00 6,100,000.00	USD USD	733,944.95 785,395.25	7.9.2010 7.9.2010	- 204.13 - 1,173.15	0.00
TWD	15,000,000.00	USD	468,164.79	7.9.2010	85.07	0.00
CZK	20,000,000.00	USD	1,001,417.01	7.9.2010	25,048.52	0.01
INR	37,000,000.00	USD	787,736.85	7.9.2010	- 1,473.01	0.00
SGD	7,500,000.00	USD USD	5,450,022.93	7.9.2010	86,295.79	0.04
RUB I DR	11,500,000.00 5,700,000,000.00	USD	376,185.80 628,099.17	7.9.2010 7.9.2010	- 2,650.01 2,452.66	0.00
MYR	2,000,000.00	USD	623,344.24	7.9.2010	13,840.64	0.01
PHP	41,000,000.00	USD	880,962.61	7.9.2010	22,624.08	0.01
ILS	2,700,000.00	USD	697,710.48	7.9.2010	11,182.95	0.00
RON BRL	850,000.00 1,500,000.00	USD	255,485.42 837,988.83	7.9.2010 8.9.2010	- 2,278.82 16,421.04	0.00 0.01
ZAR	3,700,000.00	USD	485,324.00	7.9.2010	16,066.62	0.01
EUR	1,520,000.00	USD	1,969,068.80	21.10.2010	- 38,252.43	- 0.02
USD	621,832.14	IDR	5,668,000,000.00	7.9.2010	- 5,179.72	0.00
USD	622,515.10	IDR	5,668,000,000.00	7.9.2010	- 4,496.77	0.00
USD USD	621,832.14 621,491.23	IDR IDR	5,668,000,000.00 5,668,000,000.00	7.9.2010 7.9.2010	- 5,179.72 - 5,520.63	0.00
BRL	1,400,000.00	USD	778,642.94	8.9.2010	18,806.18	0.01
USD	241,376.63	MXN	3,100,000.00	7.9.2010	5,914.55	0.00
USD	541,012.41	IDR	4,927,000,000.00	7.9.2010	- 4,027.72	0.00
CZK SGD	23,000,000.00 1,800,000.00	USD USD	1,178,671.18 1,311,314.90	7.9.2010 7.9.2010	1,764.53 17,401.64	0.00 0.01
HKD	8,000,000.00	USD	1,029,412.24	7.9.2010	- 924.25	0.00
PHP	28,000,000.00	USD	606,191.82	7.9.2010	10,891.83	0.00
INR	25,000,000.00	USD	529,997.88	7.9.2010	1,261.44	0.00
ILS CZK	2,300,000.00	USD	603,914.05	7.9.2010 7.9.2010	- 41.75	0.00 - 0.01
KRW	10,000,000.00 650,000,000.00	USD	527,283.22 546,677.88	7.9.2010	- 14,050.12 - 4,710.16	0.00
SGD	800,000.00	USD	587,026.71	7.9.2010	3,514.02	0.00
RON	1,800,000.00	USD	551,014.79	7.9.2010	- 14,812.44	- 0.01
HKD	4,000,000.00 4,199,408.53	USD	515,223.30	7.9.2010	- 979.29	0.00
USD CHF	10,457,000.00	BRL USD	7,455,000.00 10,029,060.01	8.9.2010 9.9.2010	- 47,009.41 283,743.86	- 0.02 0.12
EUR	19,820,000.00	USD	25,828,769.94	9.9.2010	639,166.14	- 0.27
CLP	210,000,000.00	USD	399,467.38	7.9.2010	18,316.73	0.01
USD	3,918,214.74	BRL	6,950,000.00	8.9.2010	- 40,551.91	- 0.02
EUR EUR	835,000.00 5,290,000.00	USD USD	1,099,058.73 6,985,582.54	9.9.2010 9.9.2010	- 37,841.48 262,421.05	- 0.02 - 0.11
CHF	400,000.00	USD	385,208.01	9.9.2010	9,276.26	0.00
TWD	15,000,000.00	USD	472,143.53	7.9.2010	- 3,893.62	0.00
IDR	4,000,000,000.00	USD	447,427.29	7.9.2010	- 4,934.70	0.00
PHP EUR	15,000,000.00 515,000.00	USD USD	332,299.51 678,333.28	7.9.2010 9.9.2010	- 1,718.88 - 23,810.04	0.00 - 0.01
EUR	930,000.00	USD	1,222,697.04	9.9.2010	- 40,742.54	- 0.02
CHF	175,000.00	USD	167,144.22	9.9.2010	5,442.61	0.00
ZAR	2,500,000.00	USD	342,968.46	7.9.2010	- 4,190.82	0.00
CNY CZK	2,000,000.00 25,000,000.00	USD USD	295,287.94 1,329,463.35	7.9.2010 7.9.2010	- 475.95 - 46,380.44	0.00 - 0.02
ILS	1,500,000.00	USD	397,508.94	7.9.2010	- 3,679.13	0.00
INR	25,000,000.00	USD	538,909.25	7.9.2010	- 7,649.82	0.00
RON	1,000,000.00	USD	308,071.47	7.9.2010	- 10,181.25	0.00
HKD	11,500,000.00	USD	1,481,443.31	7.9.2010	- 2,991.80	0.00
USD EUR	3,431,695.35 970,000.00	MXN USD	43,170,000.00 1,292,350.40	7.9.2010 9.9.2010	152,695.17 - 59,558.61	0.07 - 0.03
CHF	321,000.00	USD	310,159.91	9.9.2010	6,413.75	0.00
USD	3,065,326.63	RUB	91,500,000.00	7.9.2010	93,280.03	0.04
EUR	730,000.00	USD	966,744.11	9.9.2010	- 38,973.15	- 0.02
CHF CZK	869,000.00 37,000,000.00	USD	831,240.88 1,982,319.85	9.9.2010 7.9.2010	25,776.03 - 83,356.95	0.01 - 0.04
CHF	237,000.00	USD	223,724.21	9.9.2010	10,007.57	0.04
EUR	4,850,000.00	USD	6,346,336.55	9.9.2010	182,381.22	- 0.08
USD	1,376,795.58	PHP	62,300,000.00	7.9.2010	3,784.10	0.00
CNY KZT	13,556,000.00 150,000,000.00	USD	2,004,287.72 1,017,984.39	7.9.2010 7.6.2011	- 6,052.07 - 73,609.70	0.00 - 0.03
CLP	270,000,000.00	USD	526,213.21	7.12.2010	10,866.73	0.00
ZAR	3,750,000.00	USD	507,816.38	7.12.2010	- 7,409.63	0.00
ILS	1,500,000.00	USD	395,517.47	7.12.2010	- 5,455.50	0.00
I NR COP	25,000,000.00 650,000,000.00	USD	530,110.26 359,431.77	7.12.2010 7.12.2010	- 5,673.05 - 4,298.13	0.00
RON	1,000,000.00	USD	304,228.78	7.12.2010	- 4,298.13 - 14,252.06	- 0.01
EUR	820,000.00	USD	1,062,740.50	9.9.2010	- 20,587.55	- 0.01
CHF	840,000.00	USD	798,592.96	9.9.2010	29,823.68	0.01

				ユービーエス	・グローバル・アセット・マネ	ペジメント株式会社(E124
						(内国投資信託受益証券
IDR	4,000,000,000.00	USD	440,528.63	8.12.2010	- 5,351.07	0.00
ZAR	3,500,000.00	USD	469,937.43	7.12.2010	- 2,893.83	0.00
BRL	750,000.00	USD	412,911.69	7.12.2010	6,644.58	0.00
HKD	6,000,000.00	USD	773,159.31	7.12.2010	- 1,574.46	0.00
CHF	865,000.00	USD	823,354.72	9.9.2010	29,717.22	0.01
ILS	3,000,000.00	USD	789,598.36	7.12.2010	- 9,475.38	0.00
INR	28,000,000.00	USD	590,461.93	7.12.2010	- 3,094.45	0.00
HKD	16,000,000.00	USD	2,061,324.40	7.12.2010	- 3,765.10	0.00
EUR	875,000.00	USD	1,119,517.88	9.9.2010	- 7,464.88	0.00
CHF	790,000.00	USD	750,344.30	9.9.2010	28,761.81	0.01
PEN	2,800,000.00	USD	1,000,107.15	7.12.2010	- 4,581.66	0.00
PHP	40,000,000.00	USD	874,316.94	7.12.2010	- 913.72	0.00
COP	4,640,140,000.00	USD	2,543,936.40	7.9.2010	- 3,168.52	0.00
TWD	26,000,000.00	USD	817,610.06	7.12.2010	- 6,700.75	0.00
EUR	855,000.00	USD	1,101,285.32	9.9.2010	- 14,650.44	- 0.01
USD	3,714,864.00	EUR	2,895,000.00	21.10.2010	37,431.38	0.02
HUF	255,000,000.00	USD	1,179,190.75	7.9.2010	- 51,512.45	- 0.02
ZAR	6,500,000.00	USD		7.12.2010	- 31,312.43	- 0.02
			879,243.01			
HKD	5,500,000.00	USD	708,397.73	7.12.2010	- 1,111.84	0.00
RON	9,000,000.00	USD	2,699,055.33	7.12.2010	- 89,291.05	- 0.04
USD	550,666.75	KRW	645,271,300.00	7.9.2010	12,641.70	0.01
USD	550,690.25	KRW	645,271,300.00	7.9.2010	12,665.20	0.01
USD	330,315.50	KRW	387,162,800.00	7.9.2010	7,500.46	0.00
USD	550,455.36	KRW	645,271,300.00	7.9.2010	12,430.32	0.01
EUR	1,445,000.00	USD	1,859,527.15	9.9.2010	- 23,050.72	- 0.01
CHF	680,000.00	USD	660,566.14	9.9.2010	10,057.31	0.00
THB	45,485,000.00	USD	1,442,594.35	7.12.2010	10,767.96	0.00
THB	48,750,000.00	USD	1,545,068.46	7.12.2010	12,618.24	0.01
THB	45,485,000.00	USD	1,442,594.35	7.12.2010	10,767.96	0.00
BRL	600,000.00	USD	340,309.68	8.9.2010	1,454.40	0.00
CHF	405,000.00	USD	390,466.82	9.9.2010	8,948.53	0.00
CNY	4,800,000.00	USD	706,609.75	7.9.2010	938.98	0.00
EUR	635,000.00	USD	805,097.45	9.9.2010	1,935.07	0.00
USD	211,189.91	PLN	670,000.00	7.9.2010	- 1,660.01	0.00
CHF	360,000.00	USD	350,422.94	9.9.2010	4,613.03	0.00
EUR	750,000.00	USD	949,035.00	9.9.2010	4,152.96	0.00
USD	2,619,093.11	MYR	8,225,000.00	7.9.2010	- 1,330.40	0.00
MYR	8,225,000.00	USD	2,606,973.06	8.12.2010	- 3,927.74	0.00
EUR		USD				0.00
	640,000.00		813,746.56	9.9.2010	- 359.38	
USD	18,914,226.16	CZK	369,500,000.00	7.9.2010	- 49,729.83	- 0.02
USD	2,835,583.80	MYR	8,925,000.00	7.9.2010	- 7,854.40	0.00
CZK	169,500,000.00	USD	8,669,628.83	7.12.2010	16,214.29	0.01
MYR	8,925,000.00	USD	2,822,491.38	8.12.2010	2,085.19	0.00
USD	489,432.70	BRL	880,000.00	7.12.2010	- 2,849.98	0.00
BRL	880,000.00	USD	498,866.21	8.9.2010	2,387.77	0.00
CHF	470,000.00	USD	456,532.30	9.9.2010	6,986.84	0.00
USD	18,038,883.03	HKD	140,310,040.00	7.9.2010	484.25	0.00
HKD	148,310,000.00	USD	19,080,640.18	7.12.2010	- 8,369.31	0.00
USD	1,131,368.52	BRL	2,025,000.00	7.12.2010	- 1,444.47	0.00
BRL	2,025,000.00	USD	1,153,285.49	8.9.2010	168.41	0.00
USD	2,084,963.67	BRL	3,730,000.00	7.12.2010	- 1,650.58	0.00
BRL	3,660,000.00	USD	2,085,470.09	8.9.2010	- 708.94	0.00
USD	332,815.62	PHP	15,000,000.00	7.9.2010	2,234.98	0.00
USD	5,495,895.27	PHP	247,700,000.00	7.9.2010	36,907.13	0.02
CLP	1,847,000,000.00	USD	3,682,951.15	7.12.2010	- 8,870.71	0.00
SGD	24,200,000.00	USD	17,882,213.85	7.12.2010	- 19,430.13	- 0.01
PHP	262,700,000.00	USD	5,782,522.56	7.12.2010	- 19,430.13 - 46,419.78	- 0.01
USD	3,694,000.00	CLP	1,847,000,000.00	7.12.2010	19,486.93	0.01
PHP	15,000,000.00	USD	330.178.30	7.12.2010		0.00
					- 2,650.54 17,630.44	
USD	17,290,938.51	SGD	23,400,000.00	7.9.2010	17,620.44	0.01
USD	4,291,264.37	COP	7,840,140,000.00	7.9.2010	- 1,704.26	0.00
COP	7,840,150,000.00	USD	4,284,234.97	7.12.2010	- 729.29	0.00
EUR	1,225,000.00	USD	1,556,956.63	9.9.2010	- 82.75	0.00
<u> </u>	的取引(購入/売却)合計				1,550,176.20	0.66
	金および信託預金				22,047,755.34	9.40
	金、要求払預金および貯蓄預金を	よらびにその他の流	流動資産		1,256,997.56	0.54
当座借起	域およびその他の短期債券				- 16,930.94	- 0.01
その他の	の資産および負債				2,709,929.50	1.16
純資産品	計				234,567,622.31	100.00

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(平成23年10月31日現在)

種類	金額	
資産総額	226,537,465 円	9
負債総額	385,675 円	9
純資産総額(-)	226,151,790 円	9
発行済口数	239,567,830]
1口当たり純資産額(/)	0.9440 F	9

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換の手続等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者名簿

作成しません。

(3)受益者等に対する特典

該当ありません。

(4)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記 の申請のある場合には、前記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている 振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7)償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則と

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社(E12473)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

して買付申込者とします。) に支払います。

(8)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】(平成23年10月末日現在)

a 資本金の額 22億円

b 会社が発行する株式総数 86,400株

c 発行済株式総数 21,600株

d 資本金の額の増減(最近5年間) 該当事項はありません。

e 会社の機構

経営体制

(取締役会)

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

(代表取締役および役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

(平成23年10月末現在)

投資運用の意思決定機構 -日本-UBSケカーハル・アセット・マネシメント(株) 投資政策委員会 PLAN 资産配分基本方針 基本方針 の決定 各资産別投资戰略 リスク指標ガイドライン 等の承認 運用本部 ークローバルー 運用·調査部門 キュートフィリオ・マネッタントを調査 ■ 運用の基本方針の策定および運用の立案および実施 グローバル・ベースでの。 運用業務および投資分析業務 投資方針の決定 ■ 経済、金融、産業、企業の調査、分析に関する業務 調査·分析 DO • 上記に関連したその他の事項 ルーテネカ業務 運用の実行 <u>ታ</u>ከተለኘሁ 不動産 関連運用部 株式運用部 债券運用部 インヘストメント・ ソリューション部 リスク委員会 リスク管理システム ŒE 評価・分析 法令遵守状況の監視 経営上並びに業務上の各種リスクのモニタリングおよび管理 投資目標、方針との整合性、投資ガイドラインの遵守状況等の検討、分析

上記は今後変更される場合があります。

パフォーマンスの向上のための対応策を審議

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用および投資一任契約に基づき委任された資産の運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種・第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成23年10月末日現在、以下のとおりです。(ただし、親投資信託は除きます。)

種類	ファンド数	純資産総額(百万円)
単位型株式投資信託	5	75,751
追加型株式投資信託	76	957,727
合計	81	1,033,478

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」 (昭和38年大蔵省令第59号,以下「財務諸表等規則」という。) 並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成21年3月24日付内閣府令第5号により作成されておりますが、第15期事業年度(前事業年度)は、 内閣府令第5号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第16期事業年度(当事業年度)は、内閣府令第5号改正後の財務 諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成21年4月 1日から平成22年3月31日まで)及び当事業年度(平成22年4月 1日から平成23年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財務諸表

(1)【貸借対照表】

期別		第1	5期	第1	6期
		(平成22年3月31日)		(平成23年3月31日)	
料目	注記 番号	内訳	金 額 (千円)	内訳	金額 (千円)
(資産の部)					
流 動 資 産					
現金及び預金	*1		3,380,053		3,501,780
未 収 入 金	*1		30,126		146,056
未収委託者報酬			2,174,170		1,775,081
未収運用受託報酬	*1		485,009		336,934
その他未収収益	*1		269,347		543,280
繰 延 税 金 資 産			69,900		138,400
その他			68,837		29,500
流動資產計			6,477,444		6,471,034
固定資産			505.000		004.400
投資その他の資産		500.000	565,800	F70400	621,100
繰延税金資産		520,800		576,100	
ゴルフ会員権		45,000		45,000	
固定資産計			565,800		621,100
資産合計			7,043,244		7,092,134

		笙1	5期	第1	A İ B
期別			(平成22年3月31日)		o/ 3月31日)
		(_0%224		(_\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
科目	注記番号	内訳	金 額 (千円)	内訳	金額 (千円)
(負債の部)					
流 動 負 债					
預 り 金	*1		278,848		88,427
未 払 金	*1		12,677		-
未 払 費 用	*1		1,759,494		1,725,001
未 払 消 費 税			14,357		35,098
未 払 法 人 税 等			471,175		683,561
黄 与 引 当 金			-		137,694
その他			5,500		1,085
流動負債計			2,542,052		2,670,868
固定負债					
退職給付引当金			204,377		226,539
固定負债計			204,377		226,539
負 债 合 計			2,746,429		2,897,407
(純資産の部)					
株 主 資 本					
資 本 金			2,200,000		2,200,000
利益剰余金			2,096,814		1,994,727
利益準備金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		1,546,814		1,444,727	
繰越利益剰余金		1,546,814		1,444,727	
純 資 産 合 計			4,296,814		4,194,727
負債・純資産合計			7,043,244		7,092,134

(2)【損益計算書】

			第15期		第16期
期 別			21年 4月 1日) 22年3月31日)		22年 4月 1日 23年3月31日
	注記 番号	内訳	金額 (千円)	内訳	金 額 (千円)
営業収益 委託者報酬		9,302,136		9,217,542	
運 用 受 託 報 酬 その他営業 収益	*1 *1	2,049,201 871,518		1,781,675 1,903,468	
営業 収益計		071,010	12,222,856	1,900,400	12,902,686
営業費用 支払手数料			4,535,303		4,505,445
広告宣伝費			146,779		169,891
調 査 費 営業雑経費			71,113 45,809		76,555 61,581
通 信 費		4,598	10,000	5,236	01,001
印刷費協会費		2,623 18,749		2,899 18,598	
その他	*1	19,838		34,845	
営業費用計			4,799,006		4,813,473
一版官項員 給 料			2,093,349		2,809,103
役員報酬		130,672		270,801	
給 料・手 当 賞 与	*1 *1	1,431,693 530,984		1,618,194 920,107	
交際費			19,539		42,685
旅費交通費 租税公課			41,567 32,801		73,588 40,230
不 動 産 賃 借 料			247,514		279,923
退職給付費用事務委託費	*1		200,576 1,980,928		196,591 2,040,221
諸 経 費	"		52,699		51,240
一般管理費計 営業利益			4,668,977		5,533,585
営業外収益			2,754,872		2,555,626
受取利息		756		798	
為 替 差 益 雑 収 入		-		24,194 2,141	
営 業 外 収 益 計			756		27,135
営業外費 用 為替差損		5,406		_	
営 業 外 費 用 計		0,400	5,406		-
経 常 利 益 税 引 前 当 期 純 利 益			2,750,222 2,750,222		2,582,762 2,582,762
法人税、住民税及び事業税			1,180,589		1,264,249
法人税等調整額			23,400		△ 123,800
当期純利益			1,546,232		1,442,312

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

							第15期	第16期
株 主 資 本							自 平成21年 4月 1日	自 平成22年 4月 1日
							至 平成22年3月31日	至 平成23年3月31日
資本 金	前	期	末	残	高		2,200,000	2,200,000
	当	期	変	勭	額		ı	-
	当	期	末	残	高		2,200,000	2,200,000
利 益 剰 余 金								
利益準備金	前	期	末	残	高		550,000	550,000
	当	期	変	勭	額		I	-
	当	期	末	残	高		550,000	550,00
その他利益剰余金								
繰越利益剰余金	前	期	末	残	高		2,022,341	1,546,81
	当	期	変	動	額	剰余金の配当	△ 2,021,760	△ 1,544,40
						当 期 純 利 益	1,546,232	1,442,31
	当	期	末	残	高		1,546,814	1,444,72
利益剰余金合計	前	期	末	残	高		2,572,341	2,096,81
	当	期	変	勭	額		△ 475,527	△ 102,08
	当	期	末	残	高		2,096,814	1,994,72
株主資本合計	前	期	末	残	高		4,772,341	4,296,81
	当	期	変	勭	額		△ 475,527	△ 102,08
	当	期	末	残	高		4,296,814	4,194,72
純資產合計	前	期	末	残	高		4,772,341	4,296,814
	当	期	変	勭	額		△ 475,527	△ 102,08
	当	期	末	残	高		4,296,814	4,194,72

重要な会計方針

科	‡ 目	期別	第15期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第16期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
1	引当金の計上基準		(1) 退職給付引当金 退職給付費用は従業員の退職給付に 備えるため、当期末における退職給付 債務及び年金資産の見込み額に基づ き、必要額を計上しております。また過 去勤務債務及び数理計算上の差異は、 発生年度に全額損益処理しておりま す。 退職給付債務のうち、役員分は 6,193 千円であります。	(1) 退職給付引当金 退職給付引当金は役員及び従業員の 退職給付に備えるため、当期末におけ る退職給付債務及び年金資産の見込み 額に基づき、必要額を計上しておりま す。また過去勤務債務及び数理計算上 の差異は、発生年度に全額損益処理し ております。 退職給付債務のうち、役員分は 6,411千円であります。 (2) 賞与引当金 役員及び従業員の賞与支払に備える ため、支給見込額を計上しております。
2	その他財務諸表作反 めの基本となる重要 項		消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理 は、税抜方式によっております。	消費税等の処理方法 同左

会計方針の変更

н	7]到 ② 及文	
	第15期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第16期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
	「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)に伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。なお、同会計基準の適用に伴う退職給付債務の変動はないため、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。	業績に連動して役員及び従業員に支給する賞与について、従来は支給時に費用処理しておりましたが、過年度の支給実績等から将来支給額の合理的な見積もりが可能となり、賞与引当金の計上要件を満たすこととなったため、当事業年度より賞与引当金を計上しております。これにより、営業利益、経常利益及び税引前純利益はそれぞれ137,694千円減少しております。

追加情報

川肯牧	
第15期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第16期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
1. 金融商品の時価開示 当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号平成20年3月10日)及び「金融 商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計 基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用して おります。	1. 退職給付制度間の移行等に関する会計処理 当社は従来、確定給付型の制度として、適格退職年 金制度及び退職一時金制度を設けておりましたが、 確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)に基づ き、平成23年1月1日付で適格退職年金制度を規約型 確定給付企業年金制度へ移行いたしました。 この移行に伴い、「退職給付制度間の移行等に関 する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を 適用しておりますが、当会計期間の損益に与える影響は軽微であります。 また、平成23年1月1日付で確定拠出年金制度を新 設いたしました。

注記事項

(貸借対照表関係)

第15期	第16期
(平成22年3月31日)	/ 亚冉30年3日34日)
(十成22年3月31日)	(平成23年3月31日)

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債

の内容は、次の通りであります。

現金及び預金 221,451千円 未収入金 253千円 未収運用受託報酬 3,242千円 その他未収収益 52,054千円 未払金 143千円 未払費用 57,361千円 預り金 64,031千円 *1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債 の内容は、次の通りであります。

現金及び預金 514,565千円 未収入金 12,057千円 未収運用受託報酬 3,932千円 その他未収収益 153,365千円 未払費用 47,495千円

(損益計算書関係)

第15期	第16期
(自 平成21年4月 1日	(自 平成22年4月 1日
至 平成22年3月31日)	至 平成23年3月31日)
*1 関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社に対する取引額は 次の通りであります。 運用受託報酬 3,934千円 その他営業収益 26,002千円 事務委託費 60,681千円 給料・手当 109,604千円 賞 与 8,870千円 営業雑経費 その他 14,591千円	*1 関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社に対する取引額は 次の通りであります。 その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び 運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関す るサービスの提供に伴う報酬を計上しております。 運用受託報酬 9,428千円 その他営業収益 334,026千円 事務委託費 171,540千円 給料・手当 79,276千円 賞 与 19,787千円 営業雑経費 その他 10,124千円

(株主資本等変動計算書関係)

第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	ı	_	21,600

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月18日 定時株主総会	普通株式	2,021,760	93,600	平成21年3月31日	平成21年6月19日

(2) 基準日が当会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第15期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	1,544,400	71,500		第15期定時 株主総会の翌日

第16期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	_	_	21,600

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,544,400	71,500	平成22年3月31日	平成22年6月29日

(2) 基準日が当会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌会計年度となるもの該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

第15期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第16期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
(1) 金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については短期的な預金等に限 定しております。 現在、金融機関及びその他からの借入はありませ ん。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左
(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払 委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。 未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資ー任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。	(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管 理体制 同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

第15期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及 平成22年3月31日にのける東国内355年11年2000 びこれらの差額については、次のとおりであります。 (単位:千円)

			(±17, 11.1)
	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預金	3,380,053	3,380,053	-
未収委託者報酬	2,174,170	2,174,170	-
未収運用受託報酬	485,009	485,009	-
その他未収収益	269,347	269,347	-
资 產 計	6,308,580	6,308,580	-
未払费用	1,759,494	1,759,494	-
未払法人税等	471,175	471,175	-
負債計	2,230,669	2,230,669	_

(注)1.金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほ ぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しており ます。

(注)2.金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

1年以内	1年超
3,380,053	-
2,174,170	-
485,009	-
269,347	-
6,308,580	-
	3,380,053 2,174,170 485,009 269,347

第16期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及 びこれらの差額については、次のとおりであります。

			(里位:十円)
	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預金	3,501,780	3,501,780	-
未収委託者報酬	1,775,081	1,775,081	-
未収運用受託報酬	336,934	336,934	-
その他未収収益	543,280	543,280	-
资產計	6,157,075	6,157,075	-
未払费用	1,725,001	1,725,001	-
未払法人税等	683,561	683,561	-
負债計	2,408,562	2,408,562	_

(注)1.金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほ ぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しており ます。

(注)2.金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超
現金及び預金	3,501,780	-
未収委託者報酬	1,775,081	-
未収運用受託報酬	336,934	-
その他未収収益	543,280	-
숨 計	6,157,075	_

第16期

(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

売上高

日本	米国	その他	合計
1,630,090千円	1,369,297千円	685,755千円	3,685,144千円

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬 9,217,542千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

(3) 主要な顧客に関する情報

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ (*1)	2,055,053千円	投資運用

- (注) 委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。
 - (*1) UBSグループは、UBS AG(本店:スイスのバーゼルおよびチューリッヒ)を中心に、世界の主要な金融センターを含む50カ国で金融サービスを提供する金融グループです。

(追加情報)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(退職給付関係)

第15期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)

1.採用している制度の概要

当社は確定給付型の制度として、適格退職年金制度 及び退職一時金制度を設けております。当社の適格退 職年金契約は当社と同一の親会社を持つ会社(3社) との共同結合契約であり年金資産の計算は退職給付 債務の比率によっております。

2.退職給付債務に関する事項 (平成22年3月31日現在)

(1) 退職給付債務641,851千円(2) 年金資産437,743千円(3) 退職給付引当金204,377千円

3. 退職給付費用に関する事項 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(1) 勤務費用118,345千円(2) 利息費用8,065千円(3) 期待運用収益2,054千円(4) 数理計算上の差異の費用処理額12,940千円退職給付費用137,297千円(5) 特別退職金63,279千円合計200,576千円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 割引率 1.5% (2) 期待運用収益率 0.58%

(3) 退職給付見込額の期間配分方法 支給倍率基準 (4) 過去勤務債務の処理年数 発生時一括処理

(5) 数理計算上の差異の処理年数 発生時一括処理

第16期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)

1.採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠 出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は当社と同一の親会 社を持つ会社(3社)との共同結合契約であり年金資 産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2.退職給付債務に関する事項 (平成23年3月31日現在)

(1) 退職給付債務763,195千円(2) 年金資産536,656千円(3) 退職給付引当金226,539千円

3.退職給付費用に関する事項 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(1) 勤務費用 136,961千円 8,408千円 (2) 利息費用 (3) 期待運用収益 2,537千円 (4) 数理計算上の差異の費用処理額 4,599千円 (5) 過去勤務債務 40,425千円 小計 187,857千円 (6) 確定拠出年金拠出額 306千円 (7) 特別退職金 8,428千円 196,591千円 合計

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 割引率 1.31%

(2) 期待運用収益率 0.58%

(3) 退職給付見込額の期間配分方法 支給倍率基準

(4) 過去勤務債務の処理年数 発生時一括処理

(5) 数理計算上の差異の処理年数 発生時一括処理

(税効果会計関係)

第15期 (平成22年3月31日)		第16期 (平成23年3月31日)	
1.繰延税金資産の発生の主な原因別の内記	 7	1.繰延税金資産の発生の主な原因別の内]訳
(-	単位:千円)		(単位:千円)
繰延税金資産		↓ 繰延税金資産	
未払費用	31,300	未払費用	33,500
未払事業所税	2,200	未払事業所税	2,400
減価償却超過額	12,000	減価償却超過額	14,800
未払事業税	36,400	未払事業税	53,700
株式報酬費用	100,000	株式報酬費用	208,400
退職給付引当金	406,800	退職給付引当金	351,100
その他	2,000	賞与引当金	48,600
評価性引当額		その他	2,000
操延税金資産合計 	590,700	評価性引当額	
		繰延税金資産合計	714,500
2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人 率との間の差異の原因となった主要な項		2.法定実効税率と税効果会計適用後の法率との間の差異の原因となった主要な	
法定実効税率	40.65	法定実効税率	40.65
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.46	交際費等永久に損金に算入されない項目	3.62
その他	0.67	その他	0.11
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.78	税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.16

(関連当事者との取引)

第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(1)親会社

<u>'</u>	人就去性									
種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容又 は職業	議決権の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親	ユービーエス.エ	スイス・	3.5億スイ	銀行、証	(被所有)	金銭の預入れ、	金銭の預入れ		預金	221,451
会社	イ.ジー(ロンドン証券取引所他上	チュー	スフラン	券業務	100%	運用受託業務及 びそれに関する	増加	2,924,077		İİ
1	プ証分取引が他工	996				事務委託等、人	減少	4,410,965	未収入金	253
İ				İ		件費				İİ
İ							運用受託報酬他	29,936	未収運用受託報酬	3,242
									その他未収収益	52,054
							運用受託業務に 関する事務委託	60,681	未払金	143
							人件費	109,604		
							賞与	8,870	未払費用	57,361
							経営指導料	14,591	預り金	64,031

取引条件及び、取引条件の決定方針等

- 1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
- 2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

~) 儿和云红母									
種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金	事の容とは業	議決権の 所有(被 所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金 額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
	ユービーエス証券 会社	東京都千代田区大手町	600億円	証券業	なし	替	運用受託報酬 人件費(受取)	13,543 34,957	未収入金 未収運用受託報 酬	23,454 5,492
		7.3.3				人件費、社会 保険料など の 立替	物品経費、事務所賃借料、社会保険料等	466,505	未払費用	12,534 144,895
	UBS Securities LLC	米国・ウィルミ ントン	1,283百万 米国ドル	サー ビ ス業	なし	人件費の立 替	人件費	62	未払費用	2
	UBS Realty Investors LLC	米国・ボストン	8.9百万 米国ドル	資産運用業	なし	人件費の立 替	人件費	4,235	-	-
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼ ル	1百万 スイス フラン	資 産 運 用業	なし	運用受託業 務	運用受託報酬	29,582	未収運用受託報酬	1,939
親	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア ・シドニー	8百万 オースト ラリアド ル	資 産 運 用業	なし	運用受託業 務 及び それに 関する事務 委 託等	その他営業収益 運用受託業務 に 関する事務委 託	·	その他未収収益 未払費用	24,975 57,312
会社	UBS Global Asset Management (HK) Ltd	香港	25百万 香港ドル	資産運用業	なし	役員の兼任 運用受託業 院関する事 務	運用受託業務に関する事務委託	421	-	-
の子	UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd	シンガポール	3.9百万 シンガ ポールド ル	資産運用業	なし	役員の兼任 人替 の の費 の の費 の の費 の の の費 の の の数 の の の数 の数 の数 の数 の数 の数 の数 の数 の数 の数 の数 の数 の数	人件費(受取) 運用受託業務 に関する事務委 他		未収入金未払費用	1,713 7,748
会社	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	93百万 英国ポン ド	資産運用業	なし	運用受託業 及び、それに 関する事務 委託等	運用 受託報酬 他 運用 受託業務 に 関する事務委	105,439 360,214	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	32,825 7,959 81,381
	UBS Global AM Holdings Ltd	英国・ロンドン	109百万 英国ポン ド	資 産 運 用業	なし	人件費の立 替	人件費	6,613	未収入金	1,313
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc	米国・シカゴ	1米国ドル	資産運用業	なし	運用受託業 みび、それに 関する事務 委託等	その他営業収益 運用受託業務 に関する事務委 氏件費	96,051	未収入金 その他未収収益 未払費用	307 49,277 27,418
	UBS Alternative and Quantitative Investment LLC	米国・ウィルミ ントン	10万 米国ドル	資 産 運 用業	なし	兼業業務	その他営業収益	454,218	その他未収収益	115,721
	UBS O'Connor LLC	米国・シカゴ	1 百万 米国ドル	資 産 運 用業	なし	兼業業務	その他営業収益	115,649	その他未収収益	19,361
	UBS Equity Fund Management Company SA	ルクセンブルグ	5.7百万 スイス フラン	資 産 運 用業	なし	運用受託業 務	運用受託報酬 他	32,890	-	-

取引条件及び、取引条件の決定方針等

- 1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
- 2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
- 3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

第16期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(1)親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	住 所	資本金又 は出資金	事業の 内容又 は職業	議決権の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	ユービーエス.エ イ.ジー(ロンド ン証券取引所他 上場)			銀行、証券業務	100%	資産運用業務及 びそれに関する 事務委託等、人 件費	金銭の預入れ 増加 減少 その他営業収益 運用受託報酬 事務委託費 給料・手当 賞与 営業雑経費-その他	5,274,305 4,981,191 334,026 9,428	未収入金 その他未収収益 未収運用受託報酬 未払費用	514,565 12,057 153,365 3,932 47,495

取引条件及び、取引条件の決定方針等

- 1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
- 2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	住戶	新 資本金 は出資		議決権の 所有(被 所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)	
----	--------	----	--------------	--	---------------------------	---------------	-------	-----------	----	------------------	--

								有価証券届出書	(八国技
					資産運用業 務	運用受託報酬	11,949	未収入金	132,611
		600億円	証券	なし	人件費の立 替	人 件 費 (受 取)	45,963	未収運用受託報 酬	5,004
云杠	入于町		兼		人件費、社会 保険料など	事務委託費	276,412		
					の 立替	不動産賃借料	254,126	未払費用	227,983
UBS Securities LLC	米国・ウィルミ ントン	22,205百 万 米国ドル	サ - ビ ス業	なし	人件費の立 替	給料・手当	132	-	-
UBS Realty Investors LLC	米国・ボストン	9.3百万 米国ドル	資 産 運 用業	なし	人件費の立 替	給料・手当	14,864	未払費用	127
UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼ ル	1百万 スイス フラン	資 産 運 用業	なし	資産運用業 務	運用受託報酬	18,043	未収運用受託報 酬	611
UPS Clobal Assat		8百万	咨 产		資産運用業 務	その他営業収益	164,224	その他未収収益	9,743
Management (Australia) Ltd	オーストラリア ・シドニー	オースト ラリアド ル	運用業	なし	関する事務 委	事務委託費	271,073	未払費用	86,409
					人件費の立	その他営業収	3,666	その他未収収益	3,666
Management (Singapore)	シンガポール	4.0百万 シンガ ポールド ル	資 産 運 用業	なし	日 資産運用業 務 に関する事	人件費(受取)	21,767	未払費用	24,098
norumgo i to Etu		,,			務 委託	事務委託費	38,862		
URS Global Asset		125百万	資 莊		資産運用業 務	その他営業収 益	32,254	その他未収収益	15,223
	英国・ロンドン	英国ポン ド	運用業	なし	関する事務	運用受託報酬	77,805	未収運用受託報 酬	25,553
					妥 託等	事務委託費	424,335	未払費用	221,711
UBS Global AM Holdings Ltd	英国・ロンドン	151.4百万 英国ポン ド	資 産 運 用業	なし	人件費の立 替	人件費(受取)	16,084	未収入金	2,773
UPS Clobal Asset			恣 亡		資産運用業 務	その他営業収益	347,918	その他未収収益	108,209
Management	米国・シカゴ	1米国ドル	運	なし	1		170,328	未払費用	72,535
					委 託等	給料・手当	48,596		
	米国・ウィルミ ントン	10万 米国ドル	資 産 運 用業	なし	兼業業務	その他営業収益	583,691	その他未収収益	152,478
UBS O'Connor LLC	米国・シカゴ	1 百万 米国ドル	資 産 運 用業	なし	兼業業務	その他営業収益	437,687	その他未収収益	100,594
UBS Fund Management Lux. SA	ルクセンブルグ	10百万 ユーロ	資 産 運 用業	なし	資産運用業 務	運用受託報酬	33,290	未収運用受託報 酬	967
	BS Securities LLC UBS Realty Investors LLC UBS Fund Management (Switzerland) AG UBS Global Asset Management (Australia) Ltd UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd UBS Global Asset Management (UK) Ltd UBS Global Asset Management (UK) Ltd UBS Global Asset Management	会社 大手町 UBS Securities LLC 米国・ウィルミントン UBS Realty Investors LLC 米国・ボストン UBS Fund Management (Switzerland) AG スイス・バーゼ (Mustralia) Ltd オーストラリア (Australia) Ltd シンガポール UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd Wholdings Pte Ltd Wholdings Ltd 英国・ロンドン Ltd 英国・ロンドン UBS Global Asset Management (UK) 英国・ロンドン Ltd Wholdings Ltd W	BES Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd UBS Global Asset Management (Judings Pte Ltd UBS Global Asset Management (Judings Ltd Management Luc Management Management Luc Management Management Luc Management Management Luc Management Management Luc Management Management Luc Management Man	### A Securities 大手町	大手町	Tan	コーピーエス証券 東京都千代田区	コーピーエス証券 東京都千代田区 会社 学	コーピーエス証券 東京都千代田区 800億円 記業 第四

取引条件及び、取引条件の決定方針等

- 1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
- 2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
- 3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報)

第15期	第16期
(自 平成21年4月 1日	(自 平成22年4月 1日
至 平成22年3月31日)	至 平成23年3月31日)

1株当たり純資産額198,926円60銭1株当たり純資産額194,200円33銭1株当たり当期純利益71,584円85銭1株当たり当期純利益66,773円73銭なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。なお、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注)1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第15期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第16期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
当期純利益(千円)	1,546,232	1,442,312
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,546,232	1,442,312
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	21,600	21,600

(重要な後発事象)

第15期	第16期
(自 平成21年4月 1日	(自 平成22年4月 1日
至 平成22年3月31日)	至 平成23年3月31日)
該当事項はありません。	同左

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等 (委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な 関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において 同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商 品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産 の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実および与えると予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額 (平成23年9月末日現在)	事業の内容
中央三井アセット信託 銀行株式会社	11,000百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務も営んでいます。

中央三井アセット信託銀行株式会社は、関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および住友信託銀行株式会社と合併し、新商号を三井住友信託銀行株式会社とする予定です。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成23年6月末現在)	事業の内容
UBS証券会社	60,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託者として、受益権の通知、信託財産の保管・管理・計算等を行います。 なお、受託会社は信託業務の一部を日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託します。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売業務および一部解約金・償還金、収益分配金の支払い・再投資等に関する事務等を行います。

< 再信託受託会社の概要 >

名称:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 資本金の額:51,000百万円(平成23年3月31日現在)

事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき

信託業務を営んでいます。

再信託の目的:原信託契約にかかる信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受

託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産のすべ

てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

3【資本関係】

(1) 受託会社該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

EDINET提出書類

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社(E12473) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

76/81

第3【その他】

- 1. 目論見書の表紙に委託会社の名称、所在地およびロゴ・マークを表示し、ファンドの愛称、キャッチ・コピーおよび図案を採用し、ファンドの基本的性格を記載することがあります。
- 2. 目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載する場合があります。
- 3. 目論見書に信託約款の全文を記載することがあります。
- 4. 以下の趣旨の文章または文言の全部または一部を目論見書に記載することがあります。
 - ・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の 保護の対象ではありません。
 - ・投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
 - ・登録金融機関でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の支払対象ではありません。
 - ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います(販売会社は販売の窓口となります。)。
 - ・投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様がおいます。
- 5. 第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- 6. 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- 7. 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- 8. 目論見書の表紙または表紙裏に以下の内容を記載することがあります。
 - 委託会社の金融商品取引業者登録番号
 - ・目論見書の使用開始日
 - ・ファンドの信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

独立監査人の監査報告書

平成23年10月21日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社 取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計: 業務執行社員

公認会計士 英 公 一 印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 湯原 尚印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS ニューエコノミー通貨・短期債券ファンドの平成23年3月16日から平成23年9月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS ニューエコノミー通貨・短期債券ファンドの平成23年9月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人 又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

委託会社の監査報告書(当期)へ

⁽注) 1 . 上記は、当社(本書提出会社)が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

^{2.}財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月30日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上野佐和子印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 上記は、当社(本書提出会社)が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年5月6日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 八調人記上

相处有限真性社員 公認会計士 英 公 — 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 湯 原 尚 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSニューエコノミー通貨・短期債券ファンドの平成22年9月14日から平成23年3月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSニューエコノミー通貨・短期債券ファンドの平成23年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は、当社(本書提出会社)が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていません。

委託会社の監査報告書(前期)へ

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社(E12473) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月17日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 上野佐和子印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 伊藤志保印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 上記は、当社(本書提出会社)が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子 化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。